

天然記念物

八藤丘陵の阿蘇4火碎流堆積物及び埋没林
保存活用計画書

2019年3月

上峰町教育委員会



天然記念物

八藤丘陵の阿蘇4火碎流堆積物及び埋没林 保存活用計画書



2019年3月

上峰町教育委員会



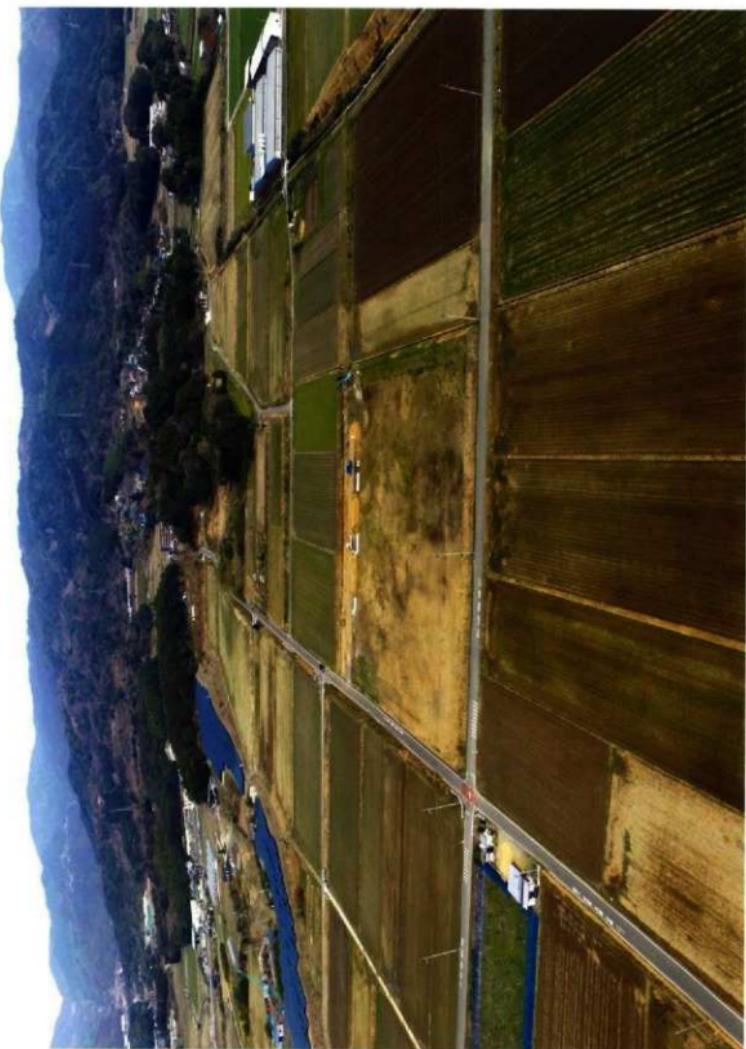
発見当初のNo.1 巨木



No.1 巨木と周辺の炭化樹木群



天然記念物指定地周辺航空写真（平成 5 年 2 月 3 日撮影）



天然記念物指定地全景（平成 30 年 3 月 2 日撮影）

序

平成 5 年 2 月 2 日、埋蔵文化財の発掘調査が終了した本町北部の大字堤地区に所在する八藤丘陵において、圃場整備の工事中に地下約 3.5m のところから長さ約 22m、幹の直径が約 1.5m の巨木をはじめとする大小さまざまな木々が折り重なり、焼け焦げた状態で発見されました。その後の調査の結果、これらの埋没樹木群は、約 9 万年前に起きた阿蘇火山のカルデラ噴火に伴い発生した「阿蘇 4 火碎流」と呼ばれる大規模な火碎流によってなぎ倒され、焼かれた当時の森林の一部であることが判明しました。

「阿蘇 4 火碎流」は日本列島の歴史のなかでも大きな意義をもつ自然現象であり、ここ八藤丘陵は、大規模火碎流の被災地として具体的な状況をとどめ、火碎流発生前後の北部九州の自然環境を知る上で貴重な情報をもっているとして、学術的にも高い評価を受け、平成 16 年 9 月 30 日、国の天然記念物の指定を受けました。

発見から約 25 年、当初はこの貴重な自然遺産の原状を保存整備し、現地にて現物に保存処理を施し、広く公開、活用していくという計画を立て取組みを行ってきました。ところが、その後、社会情勢が激変し、前述したような本格的な保存整備事業に取組むことが困難な状況となってしまいました。ここ数年、本町の財政事情もようやく好転の兆しを見せはじめ、平成 27・28 年度に天然記念物指定区域の土地公有化を実施し、ようやく町が事業主体となって保存整備事業に取組める環境を整えることができました。

上峰町では、天然記念物『八藤丘陵の阿蘇 4 火碎流堆積物及び埋没林』の今後の保存整備、活用事業の基本方針とすべく、平成 29・30 年度の 2 カ年間で保存活用計画を策定いたしました。今後、この計画に基づき、天然記念物『八藤丘陵の阿蘇 4 火碎流堆積物及び埋没林』の保存活用をとおして自然の大きさ、自然がもつ力の大きさを永く後世に伝えていくことに努めてまいりたいと思っております。

最後に、今回の保存活用計画の策定にあたり、保存活用計画策定委員会の委員の皆様はじめ、文化庁ならびに佐賀県教育委員会から貴重なご指導、ご助言を頂きました。加えて、地域住民の方々からも格別なるご支援ご協力を賜りました。ここに深く感謝申し上げます。

平成 31 年 3 月

上峰町教育委員会 教育長 野 口 敏 雄

例　　言

1. 本書は、佐賀県三養基郡上峰町大字堤地区に所在する国指定天然記念物「八藤丘陵の阿蘇 4 火碎流堆積物及び埋没林」の保存活用に関する事項を定めた計画書である。
2. この保存活用計画策定事業は、上峰町が主体となり、平成 29 年度、30 年度の国庫補助事業、史跡等保存活用計画策定事業として実施した。
3. 本計画は、太古木保存活用計画策定委員会における検討を経て、文化庁・佐賀県教育委員会の指導・助言のもと、上峰町教育委員会文化課が事務局となり策定した。
4. 本計画書に係る図面・写真・その他の記録類は、全て上峰町教育委員会で保管している。

凡　　例

1. 本町では、平成 5 年の発見以来、国指定天然記念物「八藤丘陵の阿蘇 4 火碎流堆積物及び埋没林」を上峰町では慣例的に「太古木」と呼称してきた。本書でも一部この呼称を使用している。
2. 先の市町村合併により、上峰町周辺の市町村も合併が進み町村名が変更になっている。本書では現在の市町名のあとに（ ）で旧市町村名を記している。

太古木保存活用計画策定事業執行体制

事業主体 上峰町

太古木保存活用計画策定委員会

委員長 西田 民雄（佐賀大学名誉教授）

委員 澤田 正昭（東北芸術工科大学教授）

桂 雄三（元文化庁記念物課主任文化財調査官）

原口 雄（大阪市立大学准教授）

武廣 通明（堤区長）

土井 信子（堤地区農業委員）

田中 清美（上峰町教育委員）

森 悟（上峰町副町長）

時津 昌昭（上峰町教育委員会 教育長職務代理者）～平成30年4月1日

野口 敏雄（上峰町教育委員会 教育長） 平成30年4月2日～

指導 文化庁

佐賀県教育委員会

事務局 上峰町教育委員会文化課

総括 時津 昌昭 教育長職務代理者 ～平成30年4月1日

野口 敏雄 教育長 平成30年4月2日～

事務主任 中島 洋 文化課長

原田 大介 文化課文化係

伊達 有彩 文化課文化係

松本 周作 文化課文化係 平成30年10月1日～

保存活用計画策定支援 株式会社埋蔵文化財サポートシステム

目 次

序	
例 言	
目 次	
第Ⅰ章 上峰町の概況	1
1. 位置と交通	1
2. 自然条件	1
3. 歴史	1
4. 人口の推移	2
第Ⅱ章 計画策定の沿革・目的	5
1. 計画策定の沿革	5
2. 計画の目的	7
3. 計画策定の経緯	7
(1) 「太古木保存活用計画策定委員会」構成	
(2) 委員会の経過	
4. 他の計画との関係	9
5. 計画の実施	14
第Ⅲ章 天然記念物の概要	15
1. 指定に至る経緯	15
2. 指定の状況	16
(1) 指定告示	16
(2) 指定説明文とその範囲	16
(3) 指定に至る調査成果	16
(4) 指定地の状況	22
第Ⅳ章 天然記念物の本質的価値	23
1. 本質的価値の明示	23
2. 新たな価値評価の視点と明示	23
3. 構成要素の特定	23
第Ⅴ章 現状と課題	26
1. 保存管理	26
(1) 現状	26
(2) 課題	26
2. 活用	27
(1) 現状	27
(2) 課題	27
3. 整備	27
(1) 現状	27
(2) 課題	27

4. 運営・体制の整備	27
(1) 現状	27
(2) 課題	27
第VI章 大綱・基本方針	28
第VII章 保存管理	29
第VIII章 活用	31
1. 方向性	31
2. 方法	33
3. 当面の活用実施計画	
第IX章 整備	35
1. 方向性	35
2. 方法	35
3. 整備の事業計画	40
(1) 短期計画	40
(2) 中長期計画	42
第X章 運営・体制の整備	43
1. 方向性	43
2. 方法	43
第XI章 施策の実施計画の策定・実施	45
第XII章 経過観察	46
1. 方向性	46
2. 方法	46
資料編	47
1. 天然記念物『八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没林』取扱い経過（抄録）	48
2. 「太古木保存活用計画策定委員会」議事録（抄録）	52
3. 天然記念物保存管理に係る現行法規制対象区域	56
4. 天然記念物指定範囲地下水位・降水量観測データ	57
5. 天然記念物指定範囲地下水位・降水量観測グラフ	58
挿 図 目 次	
Fig. 1 上峰町周辺地図	4
2 天然記念物の位置及び周辺地形図（圃場整備前）（1/9,000）	17
3 天然記念物の位置及び周辺地形図（圃場整備後）（1/9,000）	18
4 八藤丘陵の人工的な地形改変概念図	19
5 天然記念物構成要素	25

6 天然記念物保存・活用イメージ図	36
7 天然記念物保存整備イメージ図（案）	38
8 天然記念物保存整備地区区分イメージ図	39
9 天然記念物保存管理の運営体制（案）	42
10 天然記念物周辺の現行法規制対象区域図	56
11 天然記念物指定範囲地下水位・降水量観測グラフ	58

表 目 次

Tab. 1 天然記念物保存整備・活用地区区分	36
2 天然記念物整備事業短期計画事業工程（案）	41
3 天然記念物保存活用実施計画（案）	45
4 天然記念物指定範囲地下水位・降水量観測データ	57

図 版 目 次

巻頭図版

PL. 1 発見当初の№1巨木	
2 №1巨木と周辺の炭化樹木群	
3 天然記念物指定地周辺航空写真（平成5年2月3日撮影）	
4 天然記念物指定地全景（平成30年3月2日撮影）	

巻末図版

5 平成29年度天然記念物再生事業(1)	
6 平成29年度天然記念物再生事業(2)	
7 太古木保存活用計画策定委員会開催状況(1)	
8 太古木保存活用計画策定委員会開催状況(2)・指定範囲内の説明版	

第Ⅰ章 上峰町の概況

1. 位置と交通

本町は佐賀県東部のほぼ中央部、三養基郡の西端に位置し、東はみやき町（旧中原町、旧北茂安町）、西は神埼郡吉野ヶ里町（旧東脊振村、旧三田川町）、南はみやき町（旧三根町）に接しています。総面積は12.80km²、南北最長12.5km、東西最狭1kmの帯状の町です（ただし、みやき町との北部境界については一部未確定となっています）。県道三瀬中原線・坊所城島線が町のほぼ中央部を連続して南北に走り、これに交わる国道34号線が中北部、県道佐賀川久保鳥栖線が北部山麓地帯を、県道北茂安三田川線は町の中央部をそれぞれ横断しており、これらが本町の幹線交通網を形成しています。また、町のシンボルとも言える鎮西山の麓を九州横断自動車道が通っており、国道264号線とともに地域の産業・生活上重要な道路となっています。

国道34号線に併行する形のJR長崎本線も、吉野ヶ里町及びみやき町に最寄り駅があり、住民の足となっています。

2. 自然条件

本町は、概ね北部が山地、南部が平地で、居住可能地の標高差約50mの北高南低の地形を呈しています。まちの北部には鎮西山があり、高さ202mの頂上から佐賀平野、有明海、雲仙まで見渡せる壮大な眺望と、奥の院の滝、五万ヶ池や四季折々の自然に恵まれた景勝の地として、地域住民だけでなく近在の人々の憩いの場となっています。

鎮西山の北側は脊振山地へと連なり、豊かな森林が町の背後を支える形となっています。

地質的には、概ね北部から深性花崗岩地帯、洪積層及び南部平坦地の沖積層に別れており、南部平坦地は肥沃な土壌に恵まれています。

河川は、北部山系に源を発する切通川、井柳川の間に勘太郎川、六田川が貢流しており、豊富な地下水とともに本町を潤しています。

本町の気候は、年間平均気温15度前後、佐賀平野が盆地状の地形をなしていることから夏の気温が比較的高いものの、冬は温暖で晴天が多く、年間を通して日照時間が長いことなどが特徴といえます。

降水量は、佐賀市の年間降水量（約1,900mm）と脊振山地に位置する三瀬村（約2,500mm）の双方の影響を受けて比較的多くなっています。特に、上流部にあたる脊振山地は、梅雨期や台風時に集中豪雨に見舞われることが多く、この影響による災害発生の記録もあるなど、防災面での配慮が必要となっていますが、本町は、年間を通して恵まれた気象条件下にあり、地形、地質、景観等、自然条件には極めて恵まれているといえます。

3. 歴史

佐賀県東部は文化財の豊富な所として知られていますが、本町も例外ではなく、縄文・弥生時代など、多数の古代遺跡や文化財に恵まれています。代表的な例としては、町北部の船石遺跡の古墳から全国でも珍しい七曲り蛇形鉄劍や弥生時代の多数のかめ棺、二塚山遺跡群からは銅鏡、銅劍、玉類などの埋蔵文化財が出士しており、また、町中央部には、安康天皇時代、当時の米多国造をつとめた都紀女加王（応神天皇のひ孫）の墓があり、現在宮内庁の管理を受けています。さらにその北側には、日達原古墳群を移設した古墳公園が

設けられています。

鉤欄たる古代に継ぎ、領西八郎為朝築城の伝説などに表わされるような中世の莊園・武家社会、近世の鍋島藩による統合などを経て、明治 5 年、大区小区制により第一小区＝江迎村、第二小区＝前半田村・坊所村・堤村となり、明治 11 年この大区小区制が解かれ、そして明治 22 年の町村制施行により上峰村が誕生、戦災、大水害など幾多の苦難を克服して、平成元年 11 月、上峰町がスタートし、21 世紀に向けた一層の飛躍を期しています。

『上峰町第 2 次総合計画（抜粋 一部修正）』平成 4 年 3 月 上峰町

4. 人口の推移

① 総人口・世帯等

本町の総人口（平成 22 年国勢調査）は、9,224 人となっており、これまでの推移をみると、佐賀県内のはどんどの自治体の人口が減少する中、鳥栖市、吉野ヶ里町とともに増加傾向で推移しています。

ただし、その増加人数及び増加率をみると、平成 17 年から平成 22 年の直近 5 年間が最も少なくなっています。伸び止まりの傾向を示しています。

また、年齢 3 区分別にみると、15 歳未満の年少人口は 1,607 人（17.4%）、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は 5,731 人（62.1%）、65 歳以上の老人人口は 1,885 人（20.4%）となっています。

全国及び佐賀県と比較すると、年少人口比率（17.4%）は全国平均（13.1%）や県平均（14.5%）を上回り、老人人口比率（20.4%）は全国平均（22.8%）や県平均（24.5%）を下回り、現在のところ比較的“若いまち”といえますが、これまでの推移をみると、少子高齢化が確実に進行していることがわかります。

また、本町の総世帯数は 3,074 世帯となっており、総人口の増加とともに増加傾向で推移しています。

一世帯当人数は 3.00 人で、減少傾向で推移しており、核家族化や世帯の多様化が進行していることを示しています。

② 就業構造

本町の就業者総数（平成 17 年国勢調査）は、4,378 人となっており、総人口の増加とともに増加傾向で推移しています。

産業 3 部門別にみると、農業、林業、漁業などの第 1 次産業は 265 人（6.1%）、建設業、製造業などの第 2 次産業は 1,371 人（31.3%）、これら以外の第 3 次産業は 2,740 人（62.6%）となっています。

全国及び佐賀県と比較すると、第 1 次産業の構成比率（6.1%）は全国平均（4.8%）を上回るもの、県平均（11.0%）を下回り、第 2 次産業の構成比率（31.3%）は全国平均（26.1%）や県平均（24.8%）を上回り、第 3 次産業の構成比率（62.6%）は全国平均（67.2%）や県平均（63.8%）を下回り、第 2 次産業の構成比率が高いことが特徴となっています。

このことは、本町が農工併進のまちとして、まちづくりを進めてきた結果によるものと考えられます。

農業においては、昭和 40 年代初めの第 1 次農業構造改善事業、同 40 年代中ごろから 50 年代初めの累積圃場整備事業、第 2 次農業構造改善事業により、圃場整備及び農業機械・施設の近代化が図られました。また、工業においては、昭和 40 年代中ごろから 50 年代初めにかけて 1 町 2 村（旧三田川町・旧東脊振村・旧上峰村）にまたがる佐賀東部中核工業団地が造成されました。こういった農・工業の基盤整備が、本町の就

業構造を特徴づけています。

しかし、これまでの推移をみると、その第2次産業が人數、構成比率ともに減少し、第3次産業が人數、構成比率ともに増加し、就業構造が大きく変化してきています。

『上峰町第4次総合計画（抜粋一部修正）』平成24年3月 上峰町

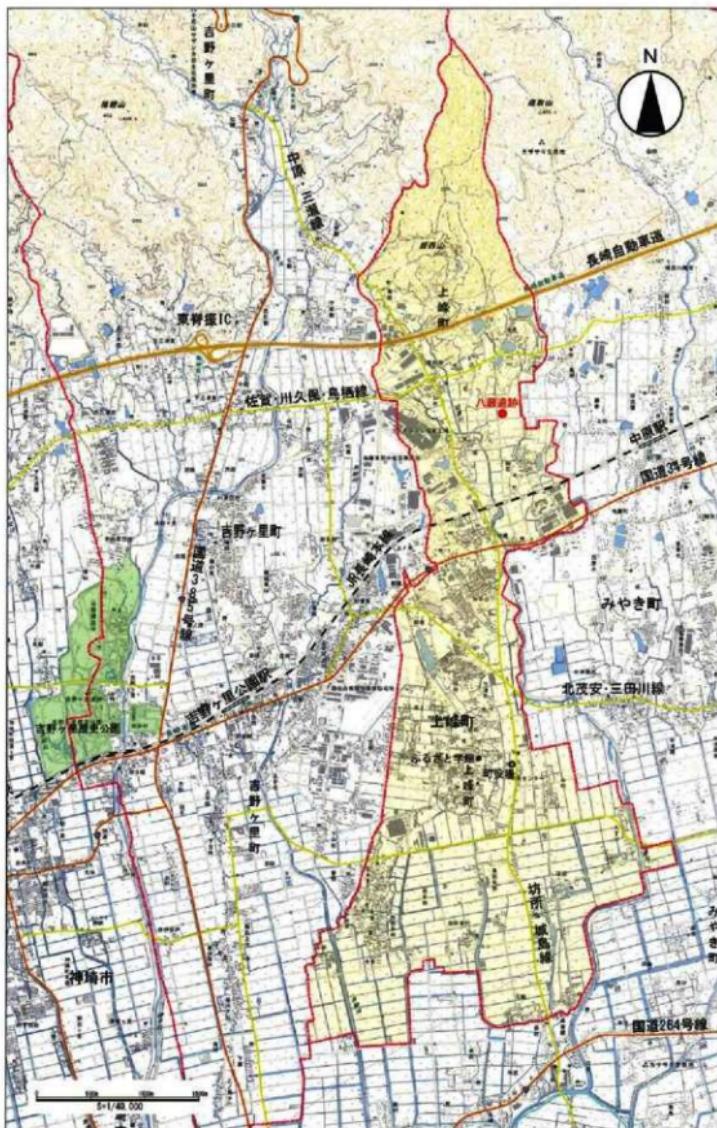


Fig.1 上峰町周辺地図

第Ⅱ章 計画策定の沿革・目的

1. 計画策定の沿革

平成5年2月2日、埋蔵文化財発掘調査が終了した佐賀県三養基郡上峰町大字堤宇迎原に所在する更新世丘陵、八藤丘陵の地下約3.5mの地点から、佐賀県営農業基盤整備事業「上峰北部土地改良事業」の圃場基盤造成工事中に長さ22m、直径1.5mの巨木をはじめとする多数の大小の木々が不時発見された。その後、同年3月に予備調査、さらに同年4月から10月の約6か月間におよぶ発掘調査を実施した。発掘調査の結果、八藤丘陵の地下で発見された多数の埋没樹木群は、約9万年前の「阿蘇4」火山活動に伴い発生した「阿蘇4火砕流」と呼ばれる大規模火砕流によってなぎ倒され、焼かれ埋まつた当時の森林の跡であることが明らかになった。

ここ八藤丘陵は、阿蘇山から直線距離で約80km離れた地域での火砕流の規模、エネルギーなど火砕流についての具体的痕跡を留めており、豊富な研究・分析資料が得られ、阿蘇4火砕流に関する貴重な情報をもつ地域であるとともに、阿蘇4火砕流堆積層を挟んで上下の地層が良好に遺存しており、ここから得られる動植物遺体をはじめとする資料がもつ情報から、火砕流発生時の古環境、火砕流による環境破壊の状況、火砕流後の自然の回復状況を復元することが可能で、今日の北部九州の自然環境形成までの変遷をたどることができる地域でもあった。

このように八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没林は、火山国である我が国の自然を記念するものであると同時に、火山学・地質学の分野にとどまらず、北部九州の古環境の変遷を知る上で学術上貴重なものであるとの学術的に高い評価を得るに至った。

これを受け、上峰町は佐賀県教育委員会と八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没林の取り扱いについて協議を行い、国の天然記念物の指定を企図することとなり、平成6年9月、文化庁への調査概要の報告ならびに説明を行い、併せて国の文化財指定について要望を行ったが、現地が土地改良事業中の仮換地の状態であり、文化財指定の要件である地番による土地の特定ができないことなどの理由により、即時国の文化財指定は困難との文化庁の判断が示された。

その後、上峰町と佐賀県教育委員会は、次善の策として、佐賀県文化財指定による文化財保護を選択し、平成10年2月、「八藤丘陵の阿蘇4火砕流跡と埋没林」として佐賀県天然記念物の指定を受けることとなった。

佐賀県の文化財指定を受け、上峰町では平成10年度事業として、今後の保存整備についての基本方針とすべく、平成11年3月に「八藤丘陵の阿蘇4火砕流跡と埋没林」保存整備基本構想を策定した。

この「八藤丘陵の阿蘇4火砕流跡と埋没林」保存整備基本構想では、宮城県仙台市の富沢遺跡の埋没林の保存整備手法に倣い保存整備事業を進め文化財を適切に保存していくとともに、現地の産状に保存処理を施したうえで実物を公開することによって、文化財がもつ本質的な価値を、活用事業をとおして提供していくこととしていた。

○「八藤丘陵の阿蘇4火砕流跡と埋没林」保存整備の基本理念

1. 「八藤丘陵」を保存し未来に伝える。

「八藤丘陵」を保存することにより、人類共通の財産として未来に向けて伝えていくことができる。
それが、現代に生きる我々に与えられたテーマである。

2. 「八藤丘陵」の貴重な遺産を活用する。

大自然が残してくれた貴重な遺産である「八藤丘陵」を、現代社会にその価値を提供できる貴重な
フィールドとして、充分に活用する。

○保存整備基本構想

基本理念に基づき「八藤丘陵」の保存と活用のための整備事業を具体化することを目的にその基本的な指針を示すものである。

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| 1. 対象範囲の設定と本整備に向けた現地の対策 | 6. 公園 |
| 2. 「八藤丘陵」の保存 | 7. 広範囲な相互協力を目指すネットワーク |
| 3. 公開を前提とした保存処理 | 8. 整備後の学習・研究活動 |
| 4. 施設整備 | 9. 事業実施のための基本計画 |
| 5. 展示館 | |

しかしながら、この基本構想に基づいた保存整備事業は、当時の経済的な社会情勢の変化による上峰町の財政状況の逼迫から、ほとんど進捗をみないままであった。

そのようななか、平成15年4月、土地改良事業に係る換地手続が完了し、国の天然記念物指定への条件のひとつがクリア一され、平成16年9月30日、国天然記念物「八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物と埋没林」として指定を受けることとなった。

その後、平成21・22年度の天然記念物緊急調査「八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物と埋没林」保存対策調査を経て、平成27・28年度に文化財指定範囲の土地について公有化を実施した。この文化財指定範囲の土地公有化によって、ようやく上峰町が文化財の所有者として事業主体となり保存整備事業を実施できる環境を整備することができた。

2. 計画の目的

平成11年3月に策定した「八藤丘陵の阿蘇4火砕流跡と埋没林」保存整備基本構想から約20年、この間に上峰町を取り巻く社会情勢も大きく変化した。この社会情勢の変化や現在の上峰町の実情に即した「八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没林」保存活用計画を策定することとなった。本計画は、「八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物と埋没林」がもつ文化財としての本質的な価値と「八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没林」を構成する要素について現状と課題を整理し、国指定の天然記念物として今後の適切な保存管理および整備活用の基本方針を定めることを目的とする。

3. 計画策定の経緯

「八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物および埋没林」保存活用計画を策定するにあたり、平成21・22年度に実施した天然記念物緊急調査「八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物と埋没林」保存対策調査の際に調査指導にあたった「上峰町太古木保存対策委員会」および「八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物と埋没林」の取り扱いについて上峰町としての対応を協議検討することを目的に平成5年9月に上峰町で組織した「上峰町太古木等検討委員会」の2つの組織の委員からなる「太古木保存活用計画策定委員会」を組織し、今後の保存管理、活用の方法等について、専門的な見地から意見等を聴取し指導助言を受けた。

(1) 「太古木保存活用計画策定委員会」構成

委員長 西田 民雄（佐賀大学名誉教授）

委員 澤田 正昭（東北芸術工科大学教授）

柱 雄三（元文化庁記念物課主任文化財調査官）

原口 強（大阪市立大学准教授）

武廣 通明（堤区長）

土井 信子（堤地区農業委員）

田中 清美（上峰町教育委員）

森 勝（上峰町副町長 副委員長）

時津 昌昭（上峰町教育委員会 教育長職務代理者）～平成30年4月1日

野口 敏雄（上峰町教育委員会 教育長） 平成30年4月2日～

指導 文化庁

佐賀県教育委員会

事務局 上峰町教育委員会文化課

総括 時津 昌昭 教育長職務代理者～平成30年4月1日

野口 敏雄 教育長 平成30年4月2日～

事務主任 中島 洋 文化課長

原田 大介 文化課文化係

伊達 有彩 文化課文化係
松本 周作 文化課文化係

保存活用計画策定業務支援 株式会社埋蔵文化財サポートシステム

(2) 委員会の経過（参照 「資料編」 p.52～55）

・第1回委員会 平成29年10月6日

太古木の取り扱い経過について

先進事例概要報告

保存活用計画策定事業の進め方について

意見交換・協議

・第2回委員会 平成30年2月28日

保存整備・活用に向けた現状と課題の抽出

保存活用計画策定に係る工程について

保存活用計画書の構成について

意見交換・協議

・第3回委員会 平成30年7月28日

保存整備・活用に向けた現状と課題の整理

保存活用計画書（事務局案）について

保存活用計画策定事業今後の作業工程について

意見交換・協議

・第4回委員会 平成30年12月18日

保存活用計画書（事務局案）について

保存活用事業今後の事業計画について

意見交換・協議

4. 他の計画との関係

上峰町では、本町の総合計画である『上峰まちづくりプラン』に基づき、まちづくりを進めている。本町では、地域の歴史や伝統の中で形成された文化財や文化を「町の貴重な歴史文化資源」と捉え、まちづくりを推進していく上での資産であり地域資源の構成要素と捉えている。

- ・『上峰まちづくりプラン』（上峰町第4次総合計画） 平成24年3月 策定
- ・『上峰町まち・ひと・しごと総合戦略』 平成27年10月 策定
- ・『上峰まちづくりプラン』（上峰町第4次総合計画） 平成24年3月 策定

2021年度を目指年次として、町づくりの基本とする3つの原則“飛躍” “共生” “協働”を定め、上峰町が目指す将来像“みんなでつくる元気拠点・上峰”を掲げ、その実現に必要な施策推進の方向性を提起している。

教育の分野では、「人が輝き文化が薫る教育・文化のまち」を目指すこととし、次のように規定されている。

——教育体制の強化と文化性の向上——

- ①教育
- ②生涯学習
- ③青少年健全育成
- ④スポーツ
- ⑤文化芸術・文化財

子どもたちが明日の本町を担う人材として成長していくことができるよう、学校施設・設備の整備充実を進めるとともに、小・中学校の連携強化のもと、豊かな自然や歴史、産業、人材などの本町の教育資源を生かした特色ある教育活動の推進をはじめ、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力など「生きる力」を育む学校教育を推進します。

また、町民が生涯にわたって学び続け、充実した人生を送り、その成果が地域に還元されるよう、各世代の学習ニーズに即した特色ある教室・講座の開催や地域における学習活動の促進に努めます。

さらに、青少年が心身ともに健全に育成されるよう、家庭・学校・地域の連携強化のもと、健全な社会環境づくりや家庭・地域の教育力の向上に向けた取り組みを進めます。

また、「スポーツ振興宣言の町」として町民一人ひとりが生涯にわたってスポーツに気軽に親しめるよう、スポーツ施設の整備充実を図るとともに、年齢層に応じた多様なスポーツの普及や総合型地域スポーツクラブの育成に努めます。

さらに、生きがいと感動に満ちた暮らしの確保と地域文化の継承・創造に向け、町民主体の文化芸術活動の促進に努めるとともに、八幡遺跡や米多浮立をはじめとする有形・無形の貴重な文化財の保存・活用を図ります。

とし、さらには、「文化芸術・文化財」の分野では、現況と課題として、以下のことを掲げ、

現況と課題

生活様式が多様化し、生活的質や精神的価値を求める傾向が強まる中で、余暇の有効活用、自己研鑽などを目的とした文化芸術活動への関心が高まっています。

本町では、文化協会が中心となって、町民センター等の施設を利用して多種多様な文化芸術活動が行われています。

町では、これら団体や個人の自主的な文化芸術活動を支援しているほか、町民文化祭の開催をはじめとする多様な文化行事を行っています。

しかし、文化芸術活動への参加者の高齢化や若年層の参加率の低さ、活動成果の発表・展示の場の不足といった問題もみられ、今後は、世代を越えてだれもが気軽に文化芸術にふれ、楽しみ、発表できる環境づくりを一層進めていく必要があります。

また、住民がふるさとに誇りや愛着を持ち、地域の中で充実した生活を送っていくためには、郷土の歴史や文化についての関心を高めるとともに、これらを正しく理解していくことが必要です。

本町は、古くから“遺跡の宝庫”といわれ、二塚山五本谷遺跡をはじめ、切通遺跡、船石遺跡、堤土塁跡などの著名な遺跡が町内各地に分布しているほか、八藤丘陵で発見された太古木など様々な文化財が所在しています。また、米多浮立や西の宮浮立をはじめ、地域の伝統行事や祭りなど、貴重な伝統文化が数多く残されています。本町では、これら有形・無形の文化財の保護・継承や埋蔵文化財の発掘調査等を進め、その成果を郷土資料館において展示・公開しています。

文化財は、本町の歴史や文化、風土を内外に発信する上で大きな役割を担っていることから、今後とも適切な調査や保存・活用、展示等に努め、より多くの人々が本町の歴史や文化に親しめる場や機会を増やしていく必要があります。

これらを実現するための施策として、

主要施策

(1) 文化芸術団体、指導者の育成

文化協会をはじめ自主的な文化芸術団体の育成・支援に努めるとともに、若年層の文化芸術活動への参加意識の啓発、指導者の育成・確保を進め、町民の自主的な文化芸術活動の活発化を促進します。

(2) 文化芸術の鑑賞機会と発表機会の充実

文化協会等と連携し、町民文化祭の内容充実に努めるとともに、魅力ある文化行事の企画・開催や作品展示の場の確保を町民との協働のもとに進め、多様な文化芸術を鑑賞する機会と活動成果を発表する機会の充実に努めます。

(3) 文化功労者等の表彰

本町の文化の向上と発展に特に顕著な功績をあげた個人または団体に対する表彰を行います。

(4) 文化発信拠点整備の検討

音楽・絵画・工芸等に携わる若手活動家等を町内に招致して活動してもらう文化発信拠点の整備について検討します。

(5) 文化財の保存・活用

- ①指定文化財の適正な保存及び維持管理に努めるとともに、その他の文化財や埋蔵文化財についても、調査体制の充実のもと、発掘調査等を推進し、その保存・活用を図ります。
- ②八幡丘陵の太古木の保存整備については、関係機関との協議に基づき、土地の公有化を行い、周辺整備を含めた将来の保存公開を視野に入れ、仮整備（公園化）を進めます。
- ③米多浮立や西の宮浮立などの無形民俗文化財について、保存団体の育成・支援等により、積極的にその保存・伝承に努めるとともに、町内各地の伝行事や祭りなどについても、記録の作成や町内外への周知など、伝承や復活に向けた取り組みを進めます。
- ④本町に残る貴重な農村集落の景観の保護に向けた取り組みを進め、歴史的景観の保全に努めます。
- ⑤文化財の保存・活用や情報発信等にかかる取り組みを進める文化財センター等の団体の育成・確保を図ります。

(6) 郷土資料館の充実

郷土資料館について、管理運営体制を拡充し、展示内容の充実や企画展・特別展の開催、学校教育への活用等を進めるとともに、所蔵資料のICT化に努め、本町の歴史・文化の研究拠点、情報発信拠点としての機能の強化を図ります。

(7) 町史の編さん検討

本町の貴重な歴史・文化や風土を次世代に継承していくため、現存『上峰村史』の改訂を検討します。

と定められている。

また、「観光・交流」の分野においても、

癒しや食、自然とのふれあいを求める傾向が強まるなど、観光ニーズがますます多様化する中で、観光地には、こうした変化に対応した魅力づくりやリビーターの増加に向けた戦略的な取り組みが求められています。

本町には、人々が訪れる場や資源として、豊かな自然環境と優れた眺望を誇る鎮西山をはじめ、数多くの遺跡や米多浮立に代表される有形・無形の貴重な文化財、美しくのどかな田園風景、中央公園などがあげられますが、観光資源として、大勢の人々を呼び込むには規模・魅力とともに十分な状況とはいえません。

しかし、観光は、地域のイメージアップにつながるとともに、人々の交流をもたらし、産業の活性化や定住を促す側面をもつてのことから、今後は、九州新幹線全線開業も踏まえながら、交流人口の増加と地域活性化といった視点に立ち、本町の地域性に即した観光・交流機能の創出に取り組んでいく必要があります。

主要施策

(1) 地域特性を生かした観光・交流機能の創出

- ①鎮西山や数多くの遺跡、米多浮立などの歴史的・文化的資産をはじめとする既存地域資源について、観光

的活用の視点に立った環境整備を進めます。

②地域に残る伝統行事や生活文化、食文化をはじめ、未活用資源の調査や情報収集を行い、新たな観光・交流資源としての活用を図ります。

③各資源を結ぶ町内観光ルートを設定し、観光客が町内を周遊できる環境整備やメニューづくりを進めます。

④町と大型商業施設で主催している「サマーフェスタ」について、さらに魅力的なイベントとなるよう計画していきます。

(2) 広域観光体制の充実

広域的連携のもと、広域観光ルートの充実や広域的な集客活動を行い、地域一体となった観光振興に取り組みます。

(3) PR活動の強化

ホームページやマスコミの活用、パンフレットやポスターの作成等を通じ、町のPR活動の強化を図ります。

として、文化財をまちの貴重な観光資源として捉え、その活用・振興を図っている。

・『上峰町まち・ひと・しごと総合戦略』 平成27年10月 策定

この『総合戦略』は、

人口減少と超高齢化という日本が抱える構造的な問題により、日本の人口は2008年をピークに減少に転じ、今後加速的に減少していくと推計されています。特に地方の人口減少、東京への一極集中、少子高齢化といった問題に対して、まち・ひと・しごと創生法に基づいた人口ビジョン及び総合戦略（市町村は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略）を国・都道府県・市町村それぞれが策定し取り組むこととなりました。

上峰町においては、1980年以降30年間にわたって総人口は増加してきました。しかし、人口ビジョンにおける人口推計によると2015年以降は減少に転じていることから、国と同様、年少人口と生産年齢人口が減少し、高齢人口は増加していくことが想定されます。

そのため、将来にわたって持続的に発展していくことができる上峰町構築のための取り組みを推進していきます。

を目標に策定された戦略であり、この中では、

【まちづくりビジョン4】

「地域」をつなぐ～時代にあった地域をつくり地域と地域を連携する～

○ 基本的な方向

地域連携による旅行客等交流人口の獲得：

吉野ヶ里遺跡など近隣では国内外から年間117万人の観光客が押し寄せているなか、独自の観光資源に乏しい上峰町においては吉野ヶ里遺跡と連携した農業体験ツアーや、町内温泉施設、新設する道の駅を絡めた観光ルートの開発を行う。さらに、若者を中心としたフットサル人口の急増に伴い、不足しているフットサルコートを民間参入により整備をし、スポーツ交流拠点形成を含めた国内外の交流人口の獲得を目指す。

として、『「人と地域」をむすぶ、魅力の発信拠点づくり』を目標に掲げ、「現状の問題」として

- ・ 広域的な観光資源との連携を行ってきていない。
- ・ 定住・来訪を呼び込むためイベントや情報発信を進めてきたが、それぞれが単体の取り組みとなり、全体としてのターゲットや戦略がなく、十分な効果発現に至っていなかった。
- ・ 鳥栖市や吉野ヶ里町と比較しても上峰町の観光が伸びていない。

などの問題点を指摘し、その「根本原因」が、

- ・ 独自の観光資源に乏しい。
- ・ 自然（鎮西山）や歴史（八藤丘陵等）の観光資源を活用しきれていない。
- ・ 集客力ある特産品がないため、集客に結びついていない。

ことにあると指摘したうえで、「これまでのまちの取り組み」について、

- ・ 鳥栖・三義基地域内の豊かな観光資源をつなげ、連携してイベントを行うなど一体的なPRを行う検討をすることで、この地域内を周遊する時間を長くし、地域外からの観光客を引き込むなど、鳥栖・三義基地域で一體となった取り組みが必要
- ・ 上峰町の魅力発信が不十分。
- ・ 広域的な観光資源との連携を行ってきていない。（特に吉野ヶ里遺跡と吉野ヶ里温泉（上峰町）との連携）
- ・ 定住・来訪を呼び込むためイベントや情報発信を進めてきたが、それぞれが単体の取り組みとなり、全体としてのターゲットや戦略がなく、十分な効果発現に至っていなかった。
- ・ 鳥栖市や吉野ヶ里町と比較しても上峰町の観光が伸びていない。

との評価を下している。

5. 計画の実施

「八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物と埋没林」保存活用計画は、平成31年3月までに策定し、平成31年4月の実施開始を目指すこととする。

本計画における基本な方針に基づき、今後の保存、管理、活用事業を進めていくなかで生じた新たな事態については、「八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物と埋没林」の本質的価値の保全と本計画における方針に基づき対処していく。

今後の保存整備・活用事業の実施にあたっては、「八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物と埋没林」の保存状態と周辺環境の保全に十分に留意しながら事業を進めていくこととする。

また、事業の実施に伴い、「八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物と埋没林」の保存と活用の効果等について、定期的かつ継続的な点検・評価を行い、計画の見直しなどの必要性の有無について、検討・判断していくこととする。

本計画および本計画に基づく点検・評価の結果など、計画の実施あるいはその進捗に関する情報は、上峰町の広報誌やホームページに掲載し、広く周知しながら事業を進めていくこととする。

第三章 天然記念物の概要

1. 指定に至る経緯

平成5年2月、八藤丘陵の地下から発見された埋没樹木群は、発掘調査の結果、約9万年前の阿蘇火山のカルデラ噴火に伴い発生した「阿蘇4火砕流」と呼ばれる大規模火砕流によってなぎ倒され、焼かれ埋まつた当時の森林の跡であることが明らかになった。

ここ八藤丘陵の地下の地層と埋没樹木群をはじめとする動植物有機遺体の産状は、阿蘇火山から直線距離で約80km離れた地域での火砕流の規模、エネルギーなど火砕流について具体的な痕跡を留めており、豊富な研究・分析資料が得られ、阿蘇4火砕流に関する貴重な情報をもつ地域であるとともに、阿蘇4火砕流堆積層を挟んで上下の地層が良好に遺存しており、ここから得られる動植物遺体をはじめとする資料がもつ情報から、火砕流発生当時の古環境、火砕流による環境破壊の状況、火砕流後の自然の回復状況を復元することができる、今日の北部九州の自然環境形成までの変遷をたどることができる地域でもあった。

このように八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没林は、火山国である我が国の自然を記念するものであると同時に、火山学・地質学の分野にとどまらず、北部九州の古環境の変遷を知る上で学術上貴重なものであるとの学術的に高い評価を得るに至った。

これを受け、上峰町は佐賀県教育委員会と八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没林の取り扱いについて協議を行い、国の天然記念物の指定を企図することとなり、平成6年9月、文化庁への調査概要の報告ならびに説明を行い、併せて国の文化財指定について要望を行ったが、現地が土地改良事業中の仮換地の状態であり、文化財指定の要件である地番による土地の特定ができないことなどの理由により、即時国の文化財指定は困難との文化庁の判断が示された。

その後、上峰町と佐賀県教育委員会は、次善の策として、佐賀県文化財指定による文化財保護を選択し、平成10年2月、「八藤丘陵の阿蘇4火砕流跡と埋没林」として佐賀県天然記念物の指定を受けることとなった。

佐賀県の文化財指定を受け、上峰町では平成10年度事業として、今後の保存整備についての基本方針とすべく、平成11年3月に「八藤丘陵の阿蘇4火砕流跡と埋没林」保存整備基本構想を策定した。

この「八藤丘陵の阿蘇4火砕流跡と埋没林」保存整備基本構想では、宮城県仙台市の富沢遺跡の埋没林の保存整備手法に倣い保存整備事業を進め文化財を適切に保存していくとともに、現地の産状に保存処理を施したうえで実物を公開することによって、文化財がもつ本質的な価値を、活用事業をとおして提供していくこととしていた。

しかしながら、この基本構想に基づいた保存整備事業は、当時の経済的な社会情勢の変化による上峰町の財政状況の逼迫から、ほとんど進捗をみないままであった。

そのようななか、平成15年4月、土地改良事業に係る換地手続が完了し、国の天然記念物指定への条件のひとつがクリアされ、平成16年9月30日、国天然記念物「八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物と埋没林」として指定を受けることとなった。

2. 指定の状況

(1) 指定告示

名 称 八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没林
基 準 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準
天然記念物の部三（一）及び（十）による。
官報告示 平成16年9月30日付け 文部科学省告示第144号

(2) 指定説明文とその範囲

説 明 佐賀県上峰町から発見された、八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物を含む地層とこれに埋没した樹木群は、火山噴火のもたらす計り知れない影響と噴火前後の環境の変化を捉えられる重要な場所である。また、その火山灰は学術上重要な指標テフラとなっている。

所 在 地 佐賀県三養基郡上峰町大字堤字堤
地 域 2412番、2413番、2414番、2415番、2416番、2417番
面 積 10,513m² (公簿面積)

(3) 指定に至る調査成果

上峰町をはじめとする佐賀県の東部は山麓部から更新世丘陵部におよぶ一帯が古くから人々の生活の舞台となっており、山麓部及び各段丘には、現在、数多くの遺跡の存在が知られ、県内においてもとくに遺跡の分布密度が高い地域となっている。

平成5年2月2日、埋蔵文化財の発掘調査が終了した上峰町大字堤字迎原（現上峰町大字堤字堤）の更新世丘陵、八藤丘陵の地下約3.5mのところから、佐賀県営農業基盤整備事業による圃場基盤造成工事中に、確認長約22m、直径約1.5m巨大な倒木をはじめ大小様々な木々が発見された。この倒木が発見された現場は、本丘陵上に広がる八藤遺跡の埋蔵文化財の発掘調査において偶然にも縄石刃が出土した地点の直下約3mにあたり、この倒木が更新世の産物であることが予想された。その後、地質、阿蘇火山、植物、古環境など各分野の専門家による踏査の結果、これらの倒木群は約9万年前に起きた「阿蘇4」と呼ばれる阿蘇火山のカルデラ噴火に伴い発生した火砕流によって焼かれ、なぎ倒され、埋まつた当時の森林の跡であることが判明した。

① 立地

約9万年前の阿蘇火砕流による倒木群が埋もれている八藤丘陵は、上峰町北部の大字堤地区のほぼ中央に位置し、脊振山系南麓から佐賀平野に向かって南に舌状に延びる標高約20m～35mの更新世低位段丘である。周囲の谷底冲積平原との比高は3m～10mを計る。本天然記念物指定対象地域は、本丘陵のほぼ中央の標高約30m付近に立地しており、火砕流跡と埋没林、および火砕流堆積物堆積層とその前後の連続した地層が良好な状態で残っている。

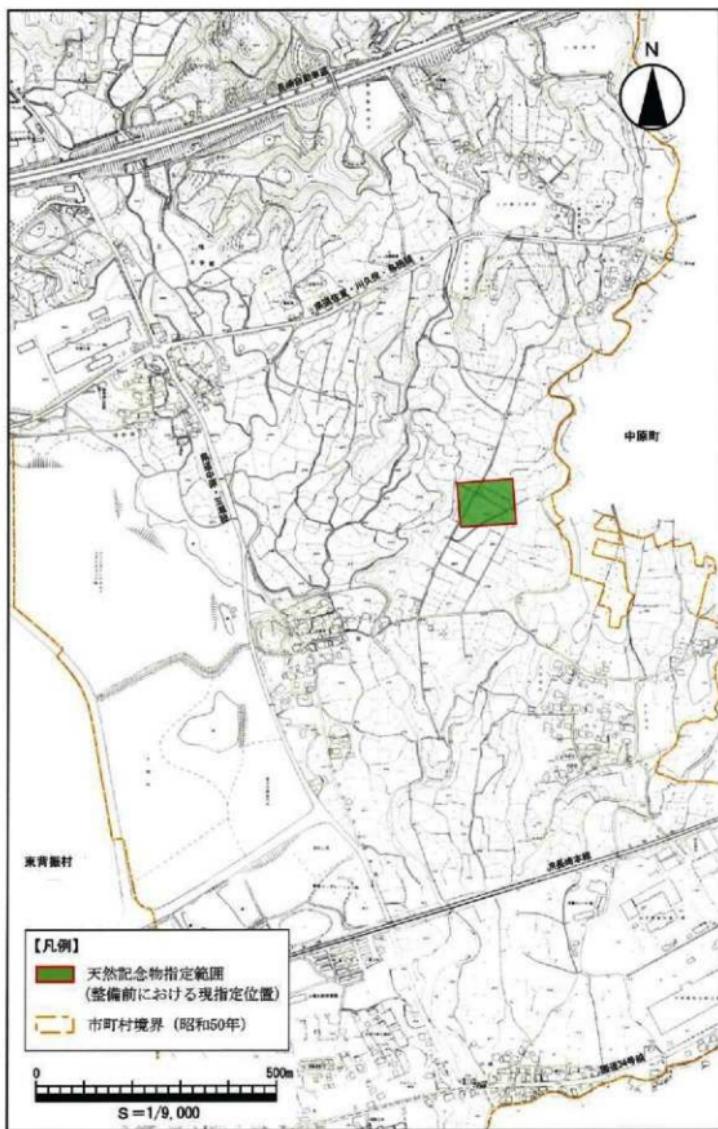


Fig.2 天然記念物の位置及び周辺地形図（圃場整備前）（1/9,000）

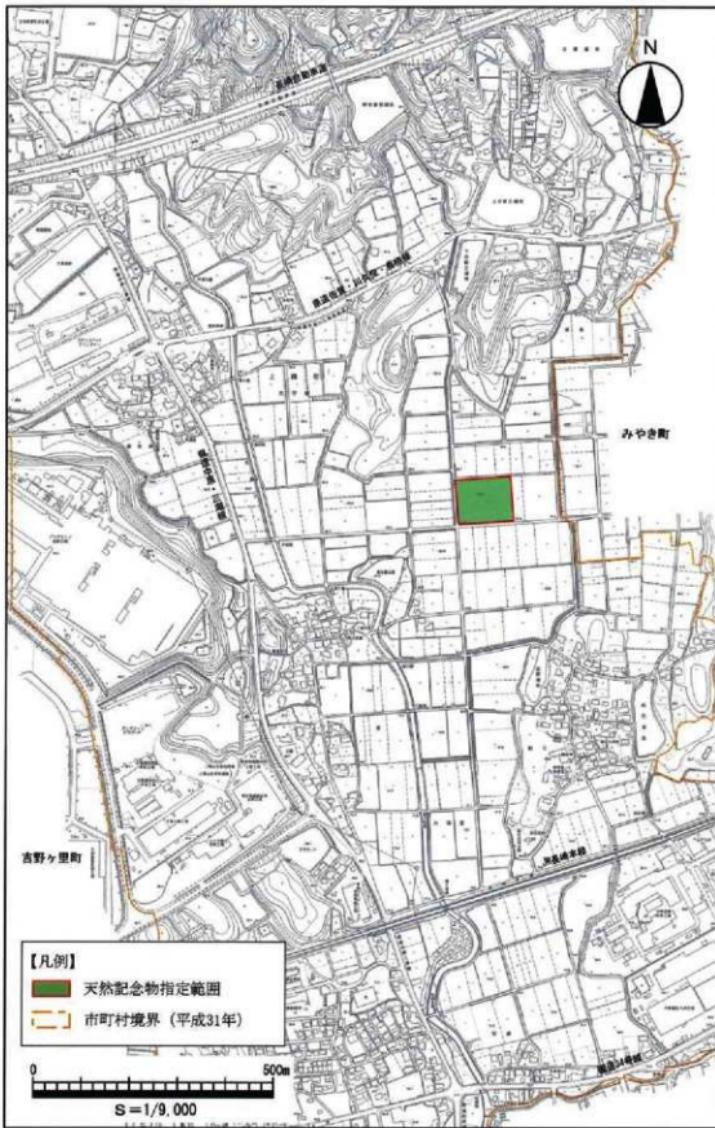


Fig.3 天然記念物の位置及び周辺地形図（図場整備後）（1/9,000）

② 発見と調査

平成5年2月2日、埋蔵文化財発掘調査が終了した八藤丘陵にて園場基盤造成工事中に、地下約3mの所から焼け焦げた倒木群が確認されたことを契機とし、上峰町教育委員会が同年3月に確認調査を、引き続き、平成5年度事業として4月から10月にかけて本調査を実施した。一連の調査の結果、この倒木群は今から約9万年前の阿蘇山の大爆発に伴う火砕流によりなぎ倒された森林の一部であることが判明した。

③ 調査の概要

調査は、発掘調査により、倒木群の分布状況及び阿蘇4火砕流堆積層の堆積状況を把握することを目的に実施し、あわせて検出された動植物などの遺体、花粉、土壤等について各種分析を行った。

i 基本層序

現地の基本層序は、下記のとおりである。

第Ⅰ層 表土層、耕作土など。

第Ⅱ層 三田川層（旧大曲層）最上部。黄褐色、暗褐色の風積土層（レス）。本層中にアカホヤ及びATの含有ピークが検出された。

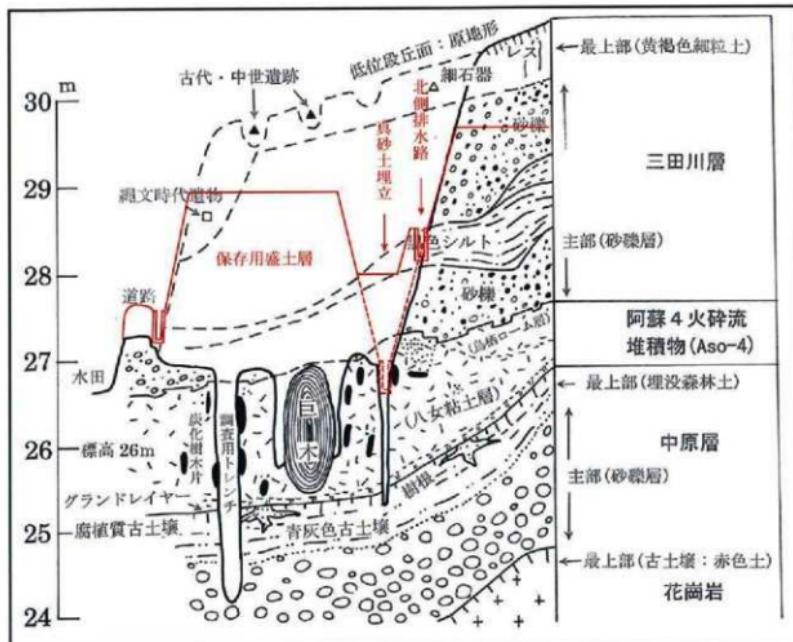


Fig.4 八藤丘陵の人工的な地形改変概念図

- 第三層 三田川層集部。黄褐色砂礫層、脊振山系起源の土石流堆積層。調査区東側では、止水時の河床堆積物からなる黒色シルト層が認められ、同層からは多数の植物遺体及び昆虫遺体が検出された。
- 第四層 阿蘇4火砕流堆積物層。上位の火砕流本体の堆積層である軽石質火山灰層（八女粘土層）と下位の火砕流本体に先行する爆風内の火山灰などの堆積層であるグランドサージ堆積層からなる。本層の堆積状況から少なくとも2回以上の火砕流のフローユニットが到達したものと推定された。
- 第五層 中原層（旧香田層）最上部。暗灰色土層で火砕流当時の旧地表面の表土構成層。火砕流発生当時の樹根を含み、表層からはヒメバラモミの球果など様々な植物遺体が検出された。

ii 阿蘇4火砕流堆積物

阿蘇4火砕流堆積物は、標高24m～28m付近に見られ、層中下位にはグランドサージ堆積物が5cm～15cmの厚さで堆積していた。その上に位置する火砕流本体の軽石質火山灰層は、調査区北側で50cm～80cm、同南側で約3mの堆積が認められた。また、同層中に含まれる本来球形である軽石粒がその後上位に堆積した土砂の土圧で押し潰され扁平な形状を呈していることから、火砕流堆積当時の層厚は現在の2～3倍程度であったと推定された。

iii 倒木群

調査で確認された倒木群のなか、No.1巨木（トウヒ属 確認長約22m 直径1.5m 推定樹齢700年～800年）、No.2巨木（ヒメバラモミ 確認長8m 直径0.9m 樹齢575年）、No.3巨木（トウヒ属 確認長約6m 直径0.8m 樹齢394年）の3本の巨木が検出されたが、いずれも根を東に梢を西にして、とともに根こそぎ倒された状況で検出された。また、No.1巨木とNo.2巨木周辺には火砕流に巻き込まれ炭化した多数の樹木片が巨木によりせき止められたような状態で出土しており、あたかも洪水の際に流水に取り込まれた雜物が橋桁に引っかかって溜まり、最後には橋もろとも押し流されてしまうといった産状であった。

また、現地生のヒメバラモミの樹根2株が検出されたが、いずれも樹幹以上の部分を失っており、樹幹が火砕流の動圧によって他所へ流失したものと推定された。

その他の箇所でも、直径20～30cmの大きさのそろった掛幹が東西方向を向きながら横たわっていたほか、検出された現地生の根株のほとんどが東から西へ起こされたような状態で出土した。

iv 動植物遺体

第五層（旧地表面構成層）からトウヒ属の球果、オニグルミの核、ホウノキ（モクレン属）の種子などを検出した。オニグルミの核の中には、ネズミ様の小動物による食害痕のあるもの1点が含まれる。

第四層（火砕流堆積層）から樹幹に巣くったカミキリムシ類の幼虫が樹木ごと炭化した状態で発見された。

第三層中の止水時堆積物の黒色シルト層からは、直径0.5～3mmの草木類の種子が多数出土したほか、土壤サンプルからは甲虫類の遺体や植物の花粉が検出された。

④ 調査成果

検出された倒木群の状況から、火砕流が来襲する前にはこの場所は巨木に代表されるようなトウヒ属の樹木を主体とした森林であり、火砕流によって破壊されたことがわかった。

この地を襲った阿蘇 4 火碎流については、各種の分析から以下のことが判明した。

- ・阿蘇 4 火碎流の中でも八女修石流、鳥栖オレンジ軽石流と呼ばれるサブユニットであること。
- ・阿蘇山から一旦北へ流れた火碎流が、筑後川水系の谷沿いに流下し、当地ではほぼ東から西に流走したこと。
- ・巨木に残る砂礫や他の樹木との衝突痕から、その速度は 20m/s よりかなり大きく、300m/s よりは小さいものであると推定されること。
- ・輝炭反射率を用いた炭化材の計測から、当地での被熱温度が最高で 430°C～450°C であったこと。
- ・炭化樹幹の最終年輪の観察から、火碎流の来襲時期が晩秋から早春の間であること。

また、花粉分析などの結果から火碎流来襲当時の古環境については、トウヒ属、スギ属などの針葉樹花粉の頻度が高く、これ以外ではハンノキ属を主とする冷温帯広葉樹が検出されたことから、当時の古森林の植生は、現在の九州地方における生態分布高度では標高 1,000m～1,500m に相当し、現在の中部高地から東北地方の植生に近いものと推定され、さらに、当時のこの地域の気温は、現在より年平均で 5°C～7.5°C 低かったものと推定された。

火碎流後の植生については、針葉樹に代わって冷温帯広葉樹の花粉の割合が増加するが、暖温帯広葉樹は全く検出されなかった。このことから、植生変化の原因は気候変化によるものではなく、火碎流来襲による森林破壊による環境変化が要因と考えられた。

また、第Ⅲ層を構成する大量の砂礫の存在は、火碎流によって木々を失い裸地となった脊振山系で頗発したと考えられる土石流により短期間に供給されたものと推定された。

⑤ 学術的評価

阿蘇火山の火山活動は約 30 万年前から始まり、今日までに 4 回の大規模な火碎流の噴出を伴う噴火活動があったことが知られている。「阿蘇 4」と呼ばれる火山活動は、この中で、最も新しく、規模が最大で、現在の阿蘇カルデラを形成したカルデラ噴火であった。阿蘇 4 火碎流は、北部九州一円を覆い尽くし、海を隔てて島原半島、天草下島、西中国（山口県宇部、秋吉台など）にも達している。また、噴火に伴い空中に舞った火山灰は、ロシア沿海州地方に及び、北海道東部でも降灰層の厚さは 15cm に達している。このように阿蘇 4 火山活動に伴う噴出物は広範囲に分布し、その堆積層は、第四紀の日本列島研究において示準的な層序として取扱われている。

阿蘇 4 火碎流堆積物は、北部九州一円に堆積しているが、県内では三田川町吉野ヶ里付近、東脊振村瀬の尾付近、北茂安町西尾付近にも見られ、これまで土木工事などによる断片的な炭化材の発見例は報告されていたものの、八幡丘陵の倒木群のように被災状況等を明らかにするような具体的な痕跡は他所では認められていない。

上記のように指定対象地域は、阿蘇山から直線距離で約 80km 離れた地域での火碎流の規模、エネルギーなど火碎流についての具体的な痕跡を留めており、豊富な研究・分析資料が得られ、貴重な情報をもつ地域である。

また、阿蘇 4 火碎流堆積層を挟んで上下の地層が良好に遺存しており、ここから得られる動植物遺体はじめとする資料がもつ情報から、火碎流発生当時の古環境、火碎流による環境破壊の状況、火碎流後の自然の回復状況を復元することができる、今日の北部九州の自然環境形成までの変遷をたどることができる。

このように八幡丘陵の阿蘇 4 火碎流堆積物及び埋没林は、火山国である我が国の自然を記念するものであると同時に、火山学・地質学にとどまらず、北部九州の古環境を知る上で学術上貴重なものである。

(4) 指定地の状況

平成 5 年の学術調査終了後、20 余年の間、次善の策として埋戻し保存により現地の地層および埋没樹木群などの有機物遺体について原状保存を行ってきた。

平成 21・22 年度に実施した保存状態確認調査において、埋没樹木の保存状態については良好な状態で保存されていることが確認された。しかしその一方では、9 万年もの間これら有機物を良好な状態で保存できた主因と考えられる丘陵地下の比較的深い部分を流れる地下水（伏流水）の水位が、文化財指定区域の北側境界に沿って農業基盤整備事業の施工に伴い開削された排水路により押し下げられ、現状では埋没樹木群の保護のための盛土層とそこに浸透する雨水によってかろうじて有機遺体の乾燥防止が図られている状況であることが確認され、農業基盤整備事業施工前の地下水の水位復元のための対策を講じる必要性が指摘されるに至った。

そこで、平成 27・28 年度に、2 ヶ年事業として、天然記念物指定区域 10,513 m² の土地について保存活用を目的に公有化を行い、平成 29 年度に天然記念物保存対策事業として文化財指定区域の北側境界に隣接する排水路の埋立て工事を実施した。このことによって、平成 21・22 年度の保存状態確認調査の時点では、湛水期に N1 巨木の上部が地下水水面より上になることが確認されていたが、現在実施している地下水位のモニタリングにおいて平成 29 年度の北側排水路埋立て工事により地下水位が全体的に約 50cm 上昇し、平成 30 年の冬季の湛水期にも地下水位が N1 巨木のレベルを下回ることがないことが確認（参照 「資料編」 p.57-58 Tab.4・Fig.11）されており、事業の成果として天然記念物の保存環境を改善することができた。

第IV章 天然記念物の本質的価値

1. 天然記念物の本質的価値の明示

天然記念物「八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物と埋没林」がもつ本質的価値は、おおむね次のように整理することができる。

- 9万年前の巨木が残っていること。
- 阿蘇4火砕流（大規模火砕流）の被災地としての具体的痕跡をとどめていること。
- 阿蘇4火砕流に関する理化学的情報をもっていること。
- 埋没樹木群をはじめとする有機遺体は北部九州の古環境の変遷に関する情報をもっていること。

2. 新たな価値評価の視点と明示

- ・日本列島の歴史における阿蘇4火砕流の位置づけ
- ・阿蘇4火山活動の噴出物「ASO-4」堆積層は、第四紀の日本列島研究における示準的な層序
- ・大規模自然災害のハザードマップ
- ・自然がもつ力の大きさ、力強さを体感

3. 構成要素の特定

「八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没林」は、佐賀県三養基郡上峰町大字堤字堤（圃場整備以前の旧小字名は迎原）に所在しており、10,513m²の土地が国の天然記念物として指定の対象区域となっている。しかしながら、阿蘇4火砕流堆積物の分布範囲は北部九州一円を超えており、現在の天然記念物指定範囲の周辺にも指定地内同様、その広がりが確認されおり、「八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物と埋没林」がもつ本質的な価値を構成する諸要素と何らの遜色もないものと考えられる。

「八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物と埋没林」がもつ本質的な価値を評価するにあたり、文化財指定地内の諸要素として「I 本質的価値を構成する諸要素」、「II その他の諸要素」について、文化財指定地外の周辺地域の諸要素として「III 指定地の周辺地域を構成する諸要素」について整理する。

I 本質的価値を構成する諸要素

(保存・活用に資するもの)

- ・八藤丘陵の地層

中原層

阿蘇4火砕流堆積層

火砕流のフローユニット（八女軽石層、烏栖軽石層）

「煙の化石」現象

三田川層

- ・有機遺体

埋没林を構成する炭化樹木群

マツ科トウヒ属の巨木 年輪測定・年輪年代法による年代測定資料 ヒメバラモミ

球果・種子 (食害痕をもつオニグルミの核)

植生 (調査で検出された樹木の樹種同定)

巨木に残る他の樹木片や岩片による衝突痕、擦過痕

輝炭反射率を用いた被熱温度の計測

花粉

昆蟲遺体 (樹木とともに炭化したカミキリムシ類の幼虫、甲虫類のバーツ)

II その他の諸要素

(保存活用に関する要素)

- ・地下水

脊振山系南麓に発達した崩壊地の地下を流れる伏流水脈

- ・工作物等

有機遺体保存のための乾燥防止盛土保護層

説明版・案内板

地下水位観測井戸

境界杭 (指定範囲)

(現在の利用に必要な要素)

- ・利用者が必要とする便益施設

なし

(天然記念物の保存活用に有効でない要素)

- ・将来的に移設、撤去をすべきもの

なし

III 指定地の周辺地域を構成する諸要素

(指定地と一体となり保全、整備、活用に資するもの)

- ・自然地形、景観

- ・工作物等

指定地北側排水路埋め立て部分

農道

用排水路

下水道

電柱

●天然記念物構成要素

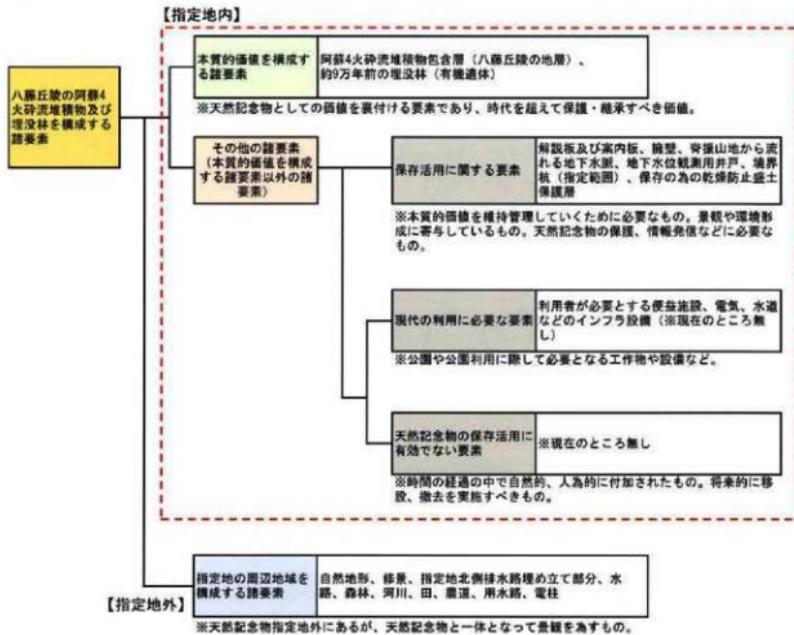


Fig.5 天然記念物構成要素

第V章 現状と課題

1. 保存管理

(1) 現状

「八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物と埋没林」の指定範囲は、平成5年度の調査当時の埋没樹木群検出面に、有機遺体乾燥防止のため保護層として約2mの盛土で埋め戻しを行い現場の産状を保存しており、現況は東西約120m、南北約90mの方形を呈し周辺の圃場より一段高い平坦な更地となっている。

文化財の指定地は、平成27・28年度に実施した史跡等公有化事業により100%公有化が完了している。

平成28年度の公有化完了以前の文化財の指定範囲は、県営農業基盤整備事業「上峰北部土地改良事業」の事業区域内にあり、土地改良事業の換地業務により6筆に分かれ地元農家6名が所有する土地であった。この6筆の土地については、平成5年度の「八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物と埋没林」の調査以後、文化財として保存するため、土地改良事業の事業主体である上峰北部土地改良区に文化財保存区域として異種目換地を要請し、地目は水田であるものの非農用地として換地業務が行われた土地で、土地公有化までの間、上峰町が土地所有者6名から土地を借上げて維持管理を行ってきた。

実際の文化財指定範囲の維持管理は、上峰町が地元堤地区へ年3回の草刈り、定期的な巡回、清掃作業などの維持管理業務を委託し、現在も継続して実施している。

平成21・22年度に実施した「保存対策調査」においてNo1巨木の保存状態を確認。現状の埋め戻し保存により埋没樹木群はかなり良好な状態で保存されていると評価された。

また、埋没樹木群をはじめとする有機遺体が、八藤丘陵の地下で9万年もの間、良好な状態で保存された要因のひとつとして八藤丘陵の地下を流れる伏流水の存在が挙げられているが、「保存対策調査」によって、この伏流水が、圃場整備事業によって文化財指定区域の北辺に沿って排水路が掘削、設置されたことによって、圃場整備事業以前に文化財指定区域内へ流れていた伏流水の水脈を遮断し、結果、文化財指定区域内の地下水位の低下を招いていることも確認されたため、地下水位の上昇を期待して、文化財指定地区北側排水路の埋め立て工事を平成29年度に実施した。

(2) 課題

文化財の指定範囲の土地については、公有化が100%完了していることから、不時不測の民間事業者による開発や土地の異動等に関しては考慮する必要はないものと考えられるが、文化財の指定範囲外の周辺の土地については、ある程度の区域を定めて景観や環境を保全していく必要があり、今後その取扱いが課題といえる。

また、文化財の指定区域を含めて周辺一帯が、圃場整備事業等により自然環境が改変されており、埋没樹木群をはじめとする有機遺体の保存環境の維持が必要であるといえる。この課題について、平成29年度に文化財保存地区北側排水路の埋め立てを行い、地下水位の上昇が確認されたが、今後は地下水のpH、酸化還元電位、溶存酸素等有機遺体の保存に悪影響を及ぼすと考えられるファクターについて水質のモニタリングも重要な課題といえる。

2. 活用

(1) 現状

「八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物と埋没林」の指定範囲は、埋没樹木群をはじめとする有機遺体の乾燥防止のため約2mの盛土保護層で埋め戻し保存を行っている。現地に説明版は設置しているものの、現状では何も見ることができない状態である。

また、発見調査から約25年、国天然記念物指定から約15年、過去には、断続的に現地を再発掘した一般公開、現地説明会の実施、地質・火山・古環境の専門家による講演会の開催などの情報発信を行ってきたが、現在は、パンフレットの作成配布、上峰町ふるさと学館（上峰町郷土資料館）での資料の一部を展示するなど消極的な情報発信となっている。これまで上峰町の財政的な事情により、断続的に事業を行ってきたために保存整備活用事業に長期間を費やし満足のいく活用ができていないのが実情である。

(2) 課題

天然記念物の現地における整備もできないまま長期間が経過している。今後、有効かつ効率的な保存活用に向けて炭化樹木などの有機遺体の保全策を講じ、公開活用に向けた情報発信や情報宣活動を早急に、また継続して実施していく必要がある。

3. 整備

(1) 現状

活用のための整備として、現地に説明版と案内板が設置されている。しかしながら、埋め戻し保存のための盛土保護層によって現地ではこの自然遺産を直接見ることができない。

(2) 課題

天然記念物「八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物と埋没林」の特性を生かした活用のため、計画的に継続した保存整備事業を実施していく必要がある。

4. 運営・体制の整備

(1) 現状

平成28・29年度の土地公有化により、上峰町が事業主体となって保存整備事業を実施できる環境を整えることができた。今後の保存整備事業の実施、管理運営に当たっては上峰町が直営で管理する。

現在の管理所管は、上峰町教育委員会文化課である。

(2) 課題

今後、「八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物と埋没林」を適切に保護し、有効に活用していくためには、上峰町内の関連部局、関係機関・団体などとの連携を図り、地元住民の積極的な参画を視野に運営・体制づくりを検討していく必要がある。

第VI章 大綱・基本方針

天然記念物「八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物と埋没林」は、約9万年前の阿蘇4火山活動に伴い発生した阿蘇4火砕流とその火砕流に沿った樹木が焼かれ、埋まつた当時の森林の跡である。現地には、火砕流堆積物と埋没樹木群が一体となって保存されており、第四紀の日本列島の歴史を考えるうえで必要不可欠な自然遺産である。

天然記念物「八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物と埋没林」は、今まで9万年もの長い間埋没樹木群をはじめとする有機物が腐朽することなく良好な状態で残ってきたこと、残っていることに本質的な価値があり、これは人の手では造ることができない、他に替えるものがない貴重な自然遺産である。この貴重な自然遺産を将来にわたり確実に保護し、次世代に継承していく必要がある。

そのためには、この自然遺産がもつ本質的な価値を地域の人々と共有することで、この自然遺産を身近な存在と感じてもらい、保存活用について人々の積極的な参画を目指していくことが必要である。阿蘇4火砕流堆積物と埋没林とその周辺の地形や景観、環境を利用し、人と自然との関わりや自然の大さ、自然がもつ力を体感できるような活用を考えていく必要がある。

加えて、この自然遺産がもつ価値に触れることができる学びの場、また、憩いの場として、人々がこの自然遺産を身近に感じることができる場所を提供できるような活用を目指していく。

この自然遺産をとおして、このような保存・活用を図っていくために、この自然遺産を確実に保護・保存するための整備を実施するとともに、この自然遺産にかかる様々な事柄を表現できるような、ここを訪れる人々がこの自然遺産を体験・体感できるような整備を併せて実施していく。そのためには、保存・活用の活動や管理のための拠点、この自然遺産がもつ価値の情報発信の拠点となるような施設の整備についても検討する。

この自然遺産の確実な保護・保存管理と、積極的かつ継続的な活用を進めていくための運営体制を検討し、充実した体制づくりを行うこととする。

- ・貴重な自然遺産を将来にわたり確実に保護し、次世代へ継承していく。
- ・上峰町民はじめ地域の人々がこの自然遺産のもつ価値を正しく共有し、将来にわたり保存・活用へ積極的に参画できるような環境づくりを目指していく。
- ・文化財周辺の上峰町堤地区的自然環境を保全し、人々と自然の関わりを体感できるような活用を図り、この自然遺産がもつ重要性を学ぶ場、町民の憩いの場としての利用を目指していく。
- ・このような保存・活用を実現するための整備事業を計画的に実施していく。
- ・この自然遺産の確実な保存管理と施設等の維持管理のための体制を整備し、積極的かつ継続的な活用施策を進めていくための体制を整備する。

第VII章 保存管理

天然記念物指定範囲には、約9万年前に発生した阿蘇4火砕流堆積物及びこの火砕流によって焼かれ埋まつた当時の森林を構成していた樹木群をはじめ、昆虫や花粉などの有機遺体が良好な状態で保存されている。

天然記念物指定範囲内においてはこれらの地層や動植物の有機遺体を確実に保護し、積極的な活用を図っていく必要がある。また、天然記念物指定範囲外の周辺地域においては現在の景観とともに地下の水脈など天然記念物指定範囲の地下環境を保全し、次世代へ継承していく必要がある。そのためには、現在の天然記念物指定範囲内の区域と指定範囲外の周辺地域について、この自然遺産を保存していくための管理の方法と現状変更、土地の取扱い等について、関連部局はじめ地権者・地元住民を含め、十分に協議・検討を行ったうえで、今後の取扱基準を定めていく必要がある。

天然記念物指定範囲内の区域と指定範囲外の周辺地域の土地取扱いに係る法的規制としては、

- ・『文化財保護法』の規定
「天然記念物指定区域」
「周知の埋蔵文化財包藏地」
- ・『農業振興地域制度に関する法律』の規定
「農業振興地域内の農用地区域」

の対象区域に含まれており、法的規制の対象範囲内に位置している（参照、「資料編」p.56 Fig.10）。よって、当面の間は、これら現行の法的規制により、天然記念物指定範囲内の区域と指定範囲外の周辺地域の環境保全が可能であると考えられる。

天然記念物指定範囲内の区域における現状変更については、当該天然記念物の保存整備・活用に係る事業として、今後町が行う

- ・調査研究（本質的価値の研究のため学術調査・保存のための調査・活用のための調査など）
- ・保存活用（保存整備・施設等の整備・植栽整備など）

に資する行為に限定することとする。

またこれとあわせて、この自然遺産の周辺地域の環境保全についても保存管理に係る土地取扱いを短期的な取扱い基準と中長期的な取扱い基準に区分し、今後の土地取扱いに関する基準を定めていくこととする。

①短期的な取扱い基準

当面の間、前記のとおり、現行の法規制により天然記念物指定範囲内の区域と指定範囲外の周辺地域の環境保全に努めていくこととする。

具体的には、文化財保護法第93条、第94条の規定による埋蔵文化財発掘の届出・通知、農地法第3条の規定に

による農地転用許可申請等をとおして、開発行為等による現状変更を事前に察知し、天然記念物指定範囲内の区域と指定範囲外のその周辺地域の環境保全に向けた対応を行っていくこととする。

②中長期的な取扱い基準

町の景観保護条例なども整備されていない現状では、本保存活用計画においてこの自然遺産を保存していくために土地取扱いに関する独自の管理の方法と現状変更などの取扱い基準を定めることは、地権者・地元住民の生活権と密接に関わる問題であり、極めて難しいものと判断される。今後、佐賀県環境基本条例、佐賀県環境の保全と創造に関する条例などの規定も視野に入れ、地元の十分な理解と協力を得ながら、町の景観保護条例などの制定とあわせて、この自然遺産の保存管理に関する土地取扱いについて基準を策定していくこととする。

第VIII章 活用

1. 方向性

天然記念物「阿蘇4火砕流堆積物及び埋没林」の有効な活用を図るため、上峰町大字堤地区の豊かな自然環境を活かし、9万年前の北部九州の自然環境の様子、阿蘇4火砕流という大規模自然災害による環境破壊の様子、その後の現在の北部九州の自然環境につながる再生の様子など「自然がもつ大きさ、力強さ」を様々な仕掛けを工夫し、体感できるようなものとする。

また、この自然遺産の価値や重要性を学ぶ場、町民の憩いの場、交流の場としての活用を目指していく。

さらに教育機関・生涯学習活動や関連施設、および地元との連携、協働などをとおした取り組みを行うことによって活用を図っていく。また、調査・研究を計画的かつ継続的に進め、積極的な情報発信を進めていく。

2. 方法

「八重丘陵の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没林」がもつ本質的価値および周辺地域を含めた環境・景観を素材とし、天然記念物指定範囲とその周辺範囲（自然環境保全検討区域）を対象として次に掲げる活用を目指していく。

① 9万年前の森林と阿蘇4火砕流発生・襲来を追体験できる場を提供し、自然と人間の関わりを体感できる場としての活用

天然記念物指定範囲とその周辺の八重丘陵の地下には、約9万年前の阿蘇4火砕流の堆積層とその前後の地層とそれらの地層に含まれる埋没樹木群をはじめとする動植物の有機遺体やその痕跡が一体となって良好な状態で残っている。これらがもつている個々の情報を基に、当時の自然環境や阿蘇4火砕流という大規模災害を体感できるような活用を目指していく。

活用に当たっては、火砕流やその前後の地層がもつ情報、動植物遺体がもつ情報、それぞれの情報が有する本質的価値を様々な角度、視点から紹介していくことによって、魅力ある内容としてより多くの人々が「自然がもつ大きさ、力強さ」を体感できるような取り組みを行っていく。

さらに体験だけではなく、学者の場としての機能を組み合わせ、人々の理解をより深める仕組み、体制づくりを併せて目指していく。

天然記念物の指定範囲とその周辺は、圃場整備事業実施区域内にあり、大規模な地形の人工改変が行われ圃場が区画され農道、用排水路が縱横に走る近代的な農地となっている。細かく見ると佐賀県東部に展開する特徴的な自然地形の旧状はかなり失われてはいるものの、北に脊振山系、その南麓に発達する更新世丘陵、さらに南に有明海へと続く沖積平野といった、佐賀県東部の原風景を色濃く残している。

今後の整備事業では、天然記念物指定範囲とその周辺にある一定の範囲の区域（自然環境保全検討区域）を定め、この区域を対象に、この原風景を維持していく必要がある。天然記念物指定範囲内では発掘調査で得られた情報を基に、約9万年前の古森林の植生を復元し活用することとし、その周辺の区域（自然環境保全検討区域）は、今の景観の維持に努め、「木」を素材としたワークショップなど、豊かな自然や田園環境を利用した観察会や体験学習会など、イベントの企画、実施にも取り組みを行っていく。

② この自然遺産の価値や当時の日本列島の自然の様子を学ぶ場としての活用

「八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没林」の概要や当時の日本列島の様子を紹介することによって、人々の体験への理解がより深まることを目指し、この自然遺産がもつ日本列島の歴史の中での価値を正しく学べるとして活用していく。

その方法として、現地においてこの自然遺産の要素や貴重な価値をわかりやすい表現で表示するとともに、これまでの発掘調査の様子などを写真パネルで紹介するだけではなく、最新のコンピュータグラフィックスやバーチャルリアリティなどの技術を駆使し、9万年前の自然環境の様子や火砕流を再現することによって大規模自然災害による環境破壊の様子など、この自然遺産の内容と価値を現地で学び取れるようにする。また、解説や展示に用いる施設、設備についてもこの自然遺産のイメージや周囲の景観に配慮した統一されたデザインとする。

現行の説明パンフレット等も内容の充実を図り、携帯電話やタブレットを利用したWi-Fiコンテンツによる情報提供・発信システムの導入も検討していく。さらには、地元堤地区をはじめ広く町内からボランティアガイドの希望者を募り、人対人による双方方向の案内、解説をおして柔軟な情報提供を行うことによって、現地においてこの自然遺産への理解や親しみを深めていく。

上記の取り組みを充実発展させるために、教育学習の場として、学校など教育機関との連携を図っていく。町内の小中学校の校外学習の場としての利用はもとより、「八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物と埋没林」がもつストーリーを題材とした絵本や教材としての創読本の刊行等も行い、子供たちの理解と親しみを深めることを目指していく。幼少期からこの自然遺産を身近に感じることによって、将来的にわたる保存・活用へ積極的な参画、参加を促すものとする。

あわせて、この自然遺産がもつ過去の大規模自然災害の情報を積極的・継続的に発信していくことで災害教育の面でも、防災拠点としての活用を図っていく。

また、学校教育との連携と併せて地域住民や町民、さらにここを訪れる人々の学びの場、ふれあいの場としてこの自然遺産を活用していくために生涯学習活動との連携を図っていく。日常管理や周辺の環境保全など文化財の保存と活用を充実させるためには、地域住民の参画が不可欠であり、地域の個人や団体へボランティア活動への積極的な参加を促していく。

③ 人々が憩いの場・遊びの場としての活用

人々が文化財に気軽に接し、文化財への理解や親しみを深めることは文化財の活用にとって不可欠な要素である。休みの日に家族で散策し弁当を食べたり子供を広場で自由に遊ばせたりできるような場を提供し、人々が憩いの場・遊びの場としてこの自然遺産を身近に感じることができるよう、地元に還元できるような、町の新たなシンボルとしての活用のあり方を目指していく。

④ 観光資源としての活用

吉野ヶ里遺跡を契機に、文化財の観光資源としての活用が再認識され、全国各地で史跡などの保存整備が行われている。

この自然遺産の活用にあたっても、町内外の歴史文化遺産、自然遺産を結ぶネットワークを形成し、来訪

者や観光客が地域をめぐるための拠点として活用する。このことによって交流人口の増加を目指し、地域の活性化につなげていく。

⑤ 関連施設との連携・交流・情報共有

宮城県仙台市 富沢遺跡、富山県魚津市 魚津埋没林、島根県太田市 小豆原埋没林など全国の埋没林関連の先進施設や熊本県 阿蘇火山博物館、佐賀県立宇宙科学館などの博物館、また近年阿蘇4火砕流に埋もった埋没樹木群が発見された大分県日田市、福岡県東峰村などの自治体、関係機関との連携を図っていく。

共同での調査・研究活動や情報交換、シンポジウムや企画展示などのイベントの共同開催などを通じて、それぞれの埋没林がもつ学術的な価値を普及・共有することによって全体的な活用の充実を図っていく。

さらに上峰町ふるさと学館（上峰町郷土資料館）と連携した展示やイベントを行い、有効な活用を目指していく。

⑥ 情報発信

この自然遺産がもつ価値を広く知らせるためには、様々な媒体をとおした情報発信が必要不可欠である。上峰町が自ら継続的な情報発信に努めていくことはもとより、広く関係機関等への情報提供によりさらに広範囲への情報発信を図っていく。

また、平成5年当時の発掘調査区域を再発掘し、埋没樹木などの三次元データ、詳細な画像データなどの収集を行い、今後、IT技術を活用し現地以外でもバーチャルリアリティ、プロジェクトショニンマッピングなどで情報発信を行っていく。

⑦ 調査・研究

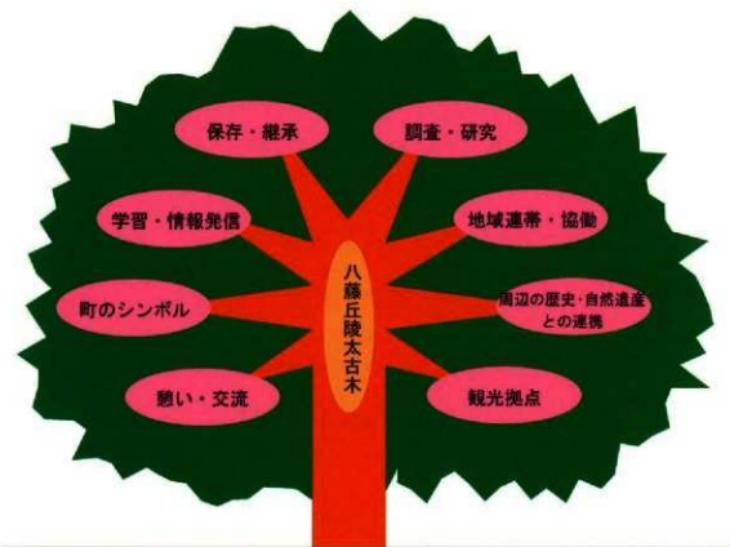
新たな情報収集・発信のための調査・研究を継続して行い、これまでの成果はもとより、日本列島の歴史のなかでのこの自然遺産の位置づけを行い、その成果も併せてこの自然遺産の保存活用に反映させていく。

3. 当面の活用実施計画

「八重丘陵の阿蘇4火砕流堆積物と埋没林」の保存整備活用の前段階として、整備に向けて町民の理解、気運を醸成するためにも

- ・シンポジウムや講演会の開催
- ・企画展などの開催
- ・町ホームページを利用した情報発信の充実

など、現在も取り組み可能な事業を検討、実施し、保存整備事業に先行した取り組みを行う。



天然記念物保存・活用イメージ図

【保存・繼承】

- ・本質的価値を次世代へ確実に継承していくため、適切な保存を行う。

【調査・研究】

- ・調査研究を継続しながら、八幡丘陵の全体像を明らかにすることで太古木の価値を一層高め、県内、全国の研究・教育機関等との連携を図り、最新情報を積極的に発信していく。

【学習・情報発信】

- ・調査研究の成果を公開し、本物を見て、触り、太古木についての知識や見聞を広めることで、本質的価値を学ぶ場とする。
- ・過去に九州そして上峰町で起こった地震規模の出来事を未来へ伝えていく。
- ・太古木の価値や魅力を、町内外へ発信するための拠点とする。
- ・大規模自然災害について積極的に情報発信し、災害教育・防災拠点としていく。
- ・太古木を体感、体験、体得しながら、歴史に关心を持ち、太古木の保護について主体的に学び活動できる人材の育成を図る。

【地域連帯・協働】

- ・様々な世代の人々が集い、町民の自主的な活動や町民との協働による太古木の活用事業を推進する。

【町のシンボル】

- ・多くの町民に町の魅力を気づかせ、共有することで、ふるさと上峰町を大切にする地域アイデンティティを形成し、町のシンボルとなるよう努め、郷土の誇りと愛着を高める。

【観光拠点】

- ・来訪者や観光客が地域を巡るための拠点として位置づける。

【憩い・交流】

- ・町内外の人々がふれあい、憩いの場となるような整備を行う。

【周辺の歴史遺産・自然遺産・文化施設との連携】

- ・町内外に点在する歴史文化遺産、自然遺産、文化施設と連携させたネットワークを形成する。

Fig.6 天然記念物保存・活用イメージ図

第IX章 整 備

1. 方向性

この自然遺産を将来に向け、確実に保護していくために、天然記念物指定区域とその周辺を含めた区域を対象に適切な整備を行っていく。

整備にあたっては、これまでの調査・研究の成果に基づいてその範囲、方法、施設、設備、事業費等について、充分な検討を行い、より効果的な整備事業となるよう努めていく。

天然記念物指定範囲は、平成5年の発掘調査以降今日まで、次第の策として、埋め戻し保存を行ってきた。

調査から約15年経過した平成21・22年度の天然記念物保存対策調査で実施した保存状態確認調査において、埋没樹木が良好な状態で保存されていることが確認され、今後もこの埋め戻し保存の方法である程度の長期間の原状保存が可能であることが確認された。

また、平成27・28年度には天然記念物指定範囲の土地の公有化を行い、社会的要因による天然記念物指定範囲内の土地の異動防止ならびに上峰町が主体となって保存整備事業を実施できる環境を整えることができた。

さらに、平成29年度には、天然記念物指定範囲地区内の地下水位を制限していた保存地区北側水路の埋め立て工事を実施し、指定範囲地区内の地下水位上界を確認することができた。

今後は、地下水位観測に加え、溶存酸素などに水質ついでモニタリングを継続して実施することによって、埋没樹木をはじめとする有機遺体の保存環境の保全、維持管理に努めていく。

あわせて、八幡丘陵では天然記念物指定範囲地区外にも地下に阿蘇4火砕流堆積物が分布していることが確認されており、今後、文化財指定範囲外の周辺区域についてもある程度の範囲を対象として、自然環境、景観の保全対象地区としての取り扱いを行い、地下の阿蘇4火砕流堆積物の保存を行っていく必要がある。

また、この自然遺産の活用を目指とした公開にあたって、埋没樹木をはじめとする有機遺体の保存と公開という、相反する問題は避けて通れない問題が課題となる。国内の埋没樹木などの展示公開施設の先進事例を見ても、現状では必ずしも良好な結果を残せていないのが実情であり、今後有機遺体の保存処理に関する処理方法、処理剤などについての調査・研究も併せて必要である。

全体的あるいは最終的な保存整備を完了するまでは、まだ相当の期間を要するものと考えられる。

実際の保存整備にあたっては、基本計画を策定するまでに、整備、公開の範囲、その方法、施設・設備等について、充分な検討を行う必要がある。そのため整備に係る作業を短期的なものと中長期的なものに分けて取り組みを進めていくこととする。現時点で取り組み可能な作業を短期計画で行い、その結果、成果をもとに中長期の整備計画を策定し目標へ向けた全体整備を行うこととする。

2. 方法

①保存のための整備

この自然遺産を将来に保護、保存していくために、これまでの調査・研究の成果をもとにこの自然遺産の保存と環境の保全を目的とした整備を実施していく。

- ・埋没樹木群をはじめとする有機遺体の保存環境の保全、維持に努めていく。
- ・文化財指定範囲内の地下水位・周辺区域を含めた水質の継続したモニタリングを行っていく。
- ・阿蘇4火砕流堆積物及びその上下の地層、埋没樹木群をはじめとする有機遺体の保存処理方法について適合試験を含めた調査研究を十分に行い、検討を行う。
- ・有機遺体の保存を図りながら、現地でなにを、どこまで見せるか、どう見せるかといった公開範囲、公開方法について十分に検討を行う。

実物展示 ←→ レプリカ展示

保存処理を施して現物を展示公開する

現物は埋戻した状態で保存を行い、地上においてレプリカを展示、公開する

- ・保存活用に資する施設、設備などの設置、9万年前の植生の復元展示などの作業を行う際には、現在の有機遺体乾燥防止のための盛土保護層を最大限に有効利用できるよう、その方法、手段について検討していく。

②活用のための整備

天然記念物「阿蘇4火砕流堆積物及び埋没林」の有効な活用を図るため、上峰町大字堤地区の豊かな自然環境を活かし、9万年前の北部九州の自然環境の様子、阿蘇4火砕流という大規模自然災害による環境破壊の様子、その後の現在の北部九州の自然環境につながる再生の様子など「自然がもつ大きさ、力強さ」を体感できるような整備とします。そのためには、整備の方法・手段について様々な仕掛けを工夫し、活用の充実を図っていく必要がある。周辺地域も含め一体となった整備を行い、地域の人々や来訪者がこの自然遺産を身近に感じ親しめるような環境の創造を目指していく。

天然記念物指定範囲を「ガイダンスゾーン」・「展示ゾーン」・「広場ゾーン」の区域に区分し、それぞれのゾーンに各機能をもたらせた整備を行い、活用を図っていく。

Tab.1 天然記念物保存整備・活用地区区分

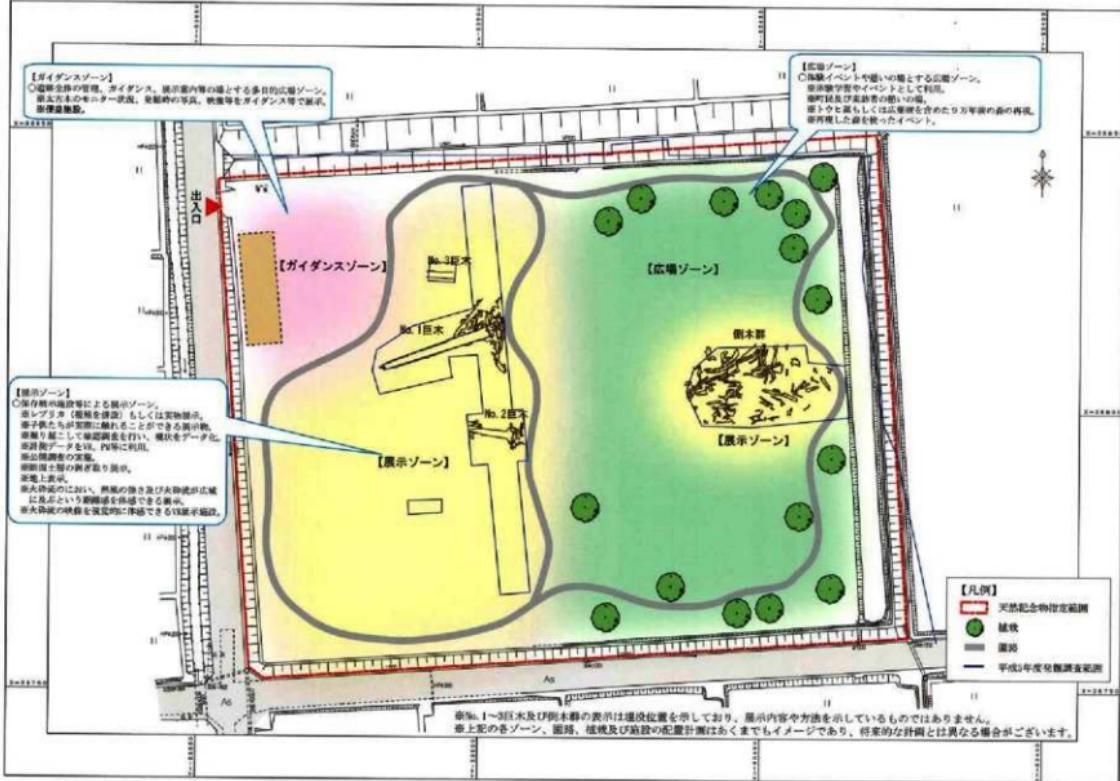
	機 純	整 備	活 用
ガイダンス ゾーン	・導入 ・管理 ・便益	・管理施設 ・便益施設	・情報提供の場 ・便益提供の場
展示ゾーン	・保存展示	・保存展示施設	・学びの場
広場ゾーン	・広場	・広場 ・植栽	・体験の場 ・憩いの場 ・遊びの場

また、この自然遺産を有効に活用していくために、下記の事柄に十分な検討を行うこととする。

- ・№2巨木のバイロット公開についてその範囲、保存処理方法などの検討を行う。

- ・展示コンセプト、展示の見せ方について工夫、検討を行う。
- ・Na1巨木のストーリー 大規模火砕流による被災状況の再現方法について検討を行う。
- ・阿蘇4大砕流発生から現在までの北部九州の自然環境の変遷に関する復元展示方法について検討を行う。
- ・大規模自然災害について人々の意識喚起をできるような仕掛け、見せ方について検討を行う。
- ・過去の調査区域の再発掘による調査・資料収集を行い、展示などの用に供するための一次資料の補填、充実を図る。また、一方で三次元データ・詳細画像データのサンプリングを併せて行う。
- ・当時の自然環境を追体験できるような植生の復元
　調査で確認された樹木の樹種、花粉分析データに基づいた9万年前の植生を復元する。
　文化財指定区域の空間を利用した播種、育苗を検討する。
　ヒメバラモミ自生状況の現地調査を行う。
- ・展示や情報発信にあたっては、コンピュータグラフィックス、バーチャルリアリティ、プロジェクションマッピングなどのIT技術の積極的な活用を図っていく。

Fig. 7 天然記念物保存整備地区区分イメージ図（案）



③付帯施設整備

・管理・便益施設の整備

文化財の活用を図るためにには、ガイダンス施設・駐車場・トイレなどの管理・便益施設の整備については用地の問題も検討していく必要がある

天然記念物指定区域は土地改良事業区域内に位置していたため、文化財指定範囲の農地については、地元の理解と協力により文化財保存地区＝非農用地区域として換地を行い、平成27・28年度に土地の公有化を100%完了することができた。

一方、文化財指定範囲外の周辺の土地は、現在もなお土地改良事業後の優良農地（農用地区域）として取り扱われており、農地以外の目的で土地を利用する場合、農業振興地域除外、農地転用などの許可申請手続き、土地所有者への補償、新たな土地の公有化にともなう財政的な負担などの規制、問題が想定される。

通常の史跡等の整備事業においては、このような史跡等の管理・便益に供するための付帯施設などの用地については原則として文化財指定範囲外の近隣の周辺地域に求めることとされている。しかしながら、この自然遺産の今後の保存整備・活用にあたり、これらの諸施設の用地を新たに天然記念物指定区域外に設ける場合には、上記の法的規制や財政上の問題をクリアしていく必要がある。このようなことから、付帯施設の整備にあたっては、必要最小限度の管理・便益施設を文化財指定範囲内の「ガイダンスゾーンゾーン」に設けることについても検討を行っていくこととする。

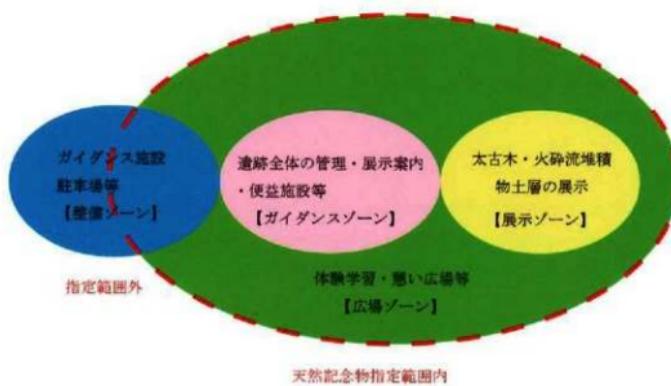


Fig. 8 天然記念物保存整備・活用地区区分イメージ図

④周辺整備

文化財指定範囲を含めて周辺地域については、短期的には、当面の間、現行の法規制により文化財指定範囲内の区域と文化財指定範囲外の周辺地域の環境保全に努めていくこととする。

指定範囲外の周辺地域の整備については、地元の方々や土地所有者の理解と協力とコンセンサスが必要である。この地元のコンセンサスを得た上で、中長期的な計画の中で文化財指定範囲の内外の土地について

- A区 文化財指定範囲内
- B区 文化財指定範囲の周辺地域
- C区 町内全域を対象としたA区・B区以外の地域

というような区分を設け、それぞれの地域がもつ性格を整理、把握したうえで、文化財指定範囲外の周辺地域についても、保存管理・現状変更の取扱い方針、開発に伴う事前の調査（確認調査も含む。）の要不要についての判断基準、文化財の追加指定や追加の土地公有化、整備についての取扱い基準などを検討し、必要に応じて保存整備を行っていくこととする。

3. 整備の事業計画

整備に係る事業計画は、短期計画と中長期計画に分けて事業計画を検討し、実施を目指していく。短期計画は2020年度から2024年度の5年間を、中長期計画は2025年度以降の期間をそれぞれ対象として保存整備事業の実施を目指していく。短期計画は中長期計画の前段階と捉え、各種の調査・研究をとおして中長期計画の実施に向けた資料、情報の収集を行う。

(1) 短期計画

短期計画については、2019年度に具体的な事業計画を検討し、2020年度から2024年度の5年間を期間として中長期計画につながるような計画とし、中長期計画との整合性が取れた計画とする。

○ハード事業

- ・天然記念物指定範囲内の過去の調査範囲の再発掘調査、未発掘調査区域の発掘調査を実施し、一次資料、三次元データ、画像データなどの収集を行う。
- ・No.2巨木に保存処理を施し、5年後のパイロット公開を目指す。
- ・外構工事、園路整備、No.1巨木その他の地上表示、解説板、便益施設などの設置を検討し、整備を行う。整備後は、町の歴史公園として供用を開始し、活用を図る。
- ・地下水の水位、水質のモニタリングを継続して実施する。
- ・9万年前の森林の植生復元に向け、ヒメバラモミをはじめとする樹木の種子・苗の現地調査を行う。その後、文化財指定範囲内の空間を利用し育苗を行い、植栽の材料として利活用する。
- ・発掘調査は公開調査とし、調査期間中は現場の作業の状況を一般に公開し、作業の進捗に併せ随時現地説明会を実施するなど情報発信を行っていく。その他の事業についても各事業の実施状況について町ホームページ

ページ上で報告し、情報発信に努めることとする。

○ソフト事業

保存整備・活用に向けて町民の理解、気運を醸成するためにも、シンポジウムや講演会の開催、企画展などの開催、町ホームページを利用した情報発信、ボランティアガイド育成など、全体保存整備事業に先行したり組みを行う。

Tab.2 天然記念物整備事業短期計画事業工程（案）

年 度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
計 划	保存活動計画	基本計画	基本計画		実施計画			
				地盤調査・資料データ収集				
				地下水位・水質モニタリング				
保全・復元			植生調査		植生復元のための育苗			
維持管理				草刈・清掃・巡回				
整備工事						施設整備・外構・植栽		
活用事業			ソフト事業：講演会・企画展の開催・情報発信・ガイド育成					

歴史公園として
部分的
供用開始

※ 事業工程は平成31年3月時点のものであり、事業の進捗その他により見直しを認るものとする。

(2) 中長期計画

中長期計画は、短期計画の結果を受けて実施する事業計画とし、短期計画との整合性が取れた計画とする。2025年度以降の期間に保存活用に向けた全体整備を中長期計画として実施していく。

今後、中長期計画の実施に向け、全体整備のための発掘調査、資料やデータの収集、研究を短期計画の中で行い、その成果を中長期計画の保存活用整備に反映させるものとする

- ・No.2巨木のパイロット公開をとおして、No.1巨木その他の実物またはレプリカの公開方法の検討を行う。
- ・2029年（10年後）を目途に最終的な整備計画を策定し、実施設計を完了させる。
- ・2034年（15年後）に中長期計画による整備事業の完了と2035年の供用開始を目指す
- ・天然記念物指定範囲の周辺地区的環境保全のため、その保存管理について検討を行い、土地の取扱いなどについての基準を定めていく。

第X章 運営・体制の整備

1. 方向性

この自然遺産を将来に向け、確実に保護し活用していくために、適切な保存整備・活用を図つていけるような管理運営体制を整えて、より効果的な保存整備・活用事業となるよう努めていく。そのためには町民の理解と協力が不可欠となる。また、この体制整備がこの自然遺産の保存・活用だけに留まることなく、関連機関、団体などとの連携や、町内の自然遺産・文化遺産の一体的な保存・活用に取組めるような管理運営体制の整備を目指していく。

2. 方法

当面の間は、上峰町が管理主体となり、保存整備・活用に係る実務については、文化庁、佐賀県と協議を行い、その指導・助言のもと上峰町教員会文化課が執り行う。

○管理主体

- ・管理主体 上峰町
- ・担当部局 上峰町教育委員会文化課
- ・関連部局 上峰町まち・ひと・しごと創生室・産業課・建設課 分担・協力

○町民の理解と協力・協働

- ・この自然遺産を確実に保護し活用していくためには、町民の理解と協力が不可欠であり、活用に係る管理運営体制へ住民の積極的な参画を促していく。
- ・町民を対象としたボランティアガイドを育成し、活用における協働を目指していく。
- ・地元堤地区に草刈、清掃などの文化財の維持管理業務を委託、日常管理の充実を図る。
- ・町内の生涯学習団体などとの連携を図り、様々なイベントなどの企画運営へ積極的な参画を図る。

○関係機関・団体との連携

- ・国・県・町関連部局との連携を図り、町内の自然遺産・文化遺産を一体的に保存・活用するための運営体制を整備する。

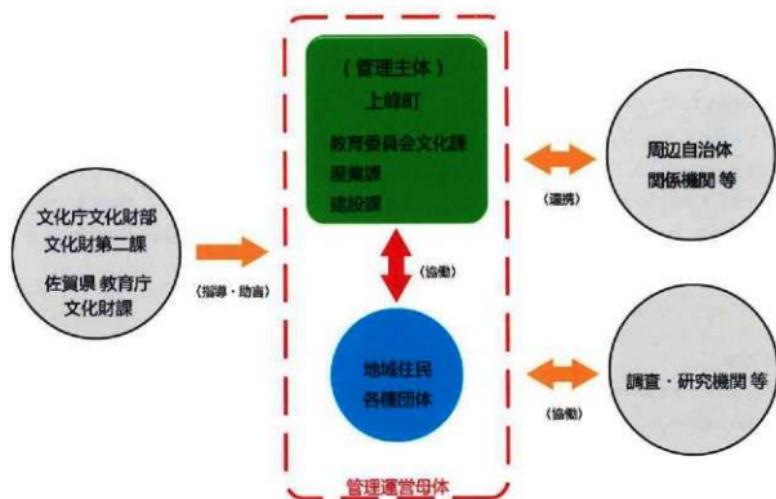


Fig.9 天然記念物保存管理の運営体制（案）

第XI章 施策の実施計画の策定・実施

天然記念物「八幡丘陵の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没林」を将来にわたり確實に保護し、次世代へ継承していくために、本計画では、短期計画は中長期計画の前段階と捉え、短期計画と中長期計画に分けて事業を実施し、この自然遺産の保存活用を目指していくこととした。

(1) 短期計画

短期計画では、主に天然記念物の指定範囲を対象として、2020年度から2024年度に保存・活用のための一歩の施設整備と次の段階である中長期計画において実施する全体整備計画策定のための資料収集・調査・研究を行うこととする。また、これと並行して、全体整備を目指す中長期計画の実施に向けた町民の参画・協働の気運の醸成、体制の整備の取組みを行っていく。

(2) 中長期計画

中長期計画では、天然記念物の指定範囲を対象として、2025年度から10年の期間を目途に、全体整備を実施する。あわせて、その周辺地域の環境保全に向けた土地の取扱いについても検討を行い、その取扱い基準を定めていく。

調査・研究、情報発信などはこの期間も継続して実施し、その成果を中長期計画に反映させ、より良い整備を目指していく。2035年度以降についても同様とする。また、事業の実施状況について定期的に点検評価を行い、保存活用の充実を図っていくこととする。

Tab.3 天然記念物保存活用実施計画（案）

項目	短期(2020~2024)	中長期(2025~)
調査・研究	・今後の保存整備・活用のための資料・データ収集を目的とした 施設調査を実施する。 ・埋没林木群の保存処理に関する調査研究を実施する。	天然記念物の価値の解明のための総合的な調査・研究を実施する。
追加措定	・土地取扱い基準についてを検討を行う。	・土地取扱い基準を設ける。
公有地化	・指定地内は公有地化は完了している。 ・土地取扱い基準についてを検討を行う。	・土地取扱い基準を設ける。
整備事業	・外構、植栽、一部の展示、便益施設等を整備する。	・中長期計画に基づいた整備を実施する。
活用	・2025年～ 短期計画範囲の整備終了後、町の歴史公園として 公園・公用開始。	・2035年～ 中長期計画範囲の整備を完了後、公園・公用
地域との連携・協働	・住民の参画のもと中長期計画について検討を行う。 ・ボランティア団体の育成・組織化を目指す。	・地元との連携・協働のものと管理・運営を行う。 ・ボランティア団体の活性・活動の充実を図る。
体制整備	・国・県・町間連絡部局や各種団体と連携及び情報共有を図る。	・町内の自然遺産・文化財遺産を一体的に保存・活用する体制を整備していく。

第XII章 経過観察

1. 方向性

この自然遺産を将来にわたって適切に保護し、広く活用していくためには、本計画に基づく保存整備後も継続的に保存・活用に取り組んでいく必要がある。

そのためには、整備後の保存・活用について適正かつ円滑に取組みが行われているか、定期的な経過観察を行う必要がある。こうした経過観察を行うことによって、その時々の現状を把握し、課題・問題点を抽出・分析し、それらを改善していくことが重要となる。

この経過観察は、管理主体である上峰町教育委員会文化課が実施する。

- ・定期的な経過観察により、保存・活用の実状を点検・把握を行い、保存活用計画の達成度を自己評価とともにその時点における課題・問題点を抽出・分析する。
- ・課題・問題点の点検結果は、その後の保存活用計画に反映させ、計画の修正・見直しを図り、保存活用計画の改善につなげていく。

2. 方法

事業計画の進捗に応じて、保存・活用・整備・運営体制などの各項目について、定期的に経過観察を行っていく。事業の実施項目について、

- ①実施・進捗状況の点検・把握
↓
- ②課題・問題点の抽出・分析
↓
- ③対応策の検討
↓
- ④保存活用計画の修正・改善

の作業を繰り返し行うこととし、そのことによってより充実した保存・活用計画としていく。

資 料 編

1. 天然記念物『八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没林』取扱い経過（抄録）

【平成4年度】

- 平成4年7月 平成4年度の県営圃場整備事業に伴う八藤遺跡埋蔵文化財発掘調査開始。
- 平成5年1月29日 発掘調査終了部分を工事側へ引渡す。
- 2月2日 圃場基盤の造成工事中に、埋没倒木を発見。佐賀県教委に報告。
- 倒木の規模を確認するため倒木の周囲を発掘調査。その規模が長さ約22m、直径約1.5mであることを見認めた。その周辺から多数の樹木片を検出。
- 3日 佐賀県立博物館から、西田教授（佐賀大学 地質学）の紹介をうける。
- 県教委、奈良国立文化財研究所に連絡。
- 4日 西田教授、現地調査。埋没倒木が洪積世の産物であることを確認。
- 5日 光谷主任研究官（奈良国立文化財研究所 植物学）が現地視察。
- 7日 町教委と県教委は倒木等の取り扱いについて協議を開始。
- 県文化財課は文化庁へ報告。
- 9日 下山助手（九州大学 地質学）が現地で、堆積物等のサンプリングを実施。
- 樹木群と「阿蘇4火砕流」の堆積層との関連から約9万年前のものであることが判明。
- 文化庁より、現地の倒木群と地層の取扱いについて慎重を期すよう指導。
- 新聞報道
- 14日 第1回一般公開。現地説明会開催。（見学者 約1,700名）
- 県教委は、各分野の学識経験者、佐賀県農林部、町教委からなる「太古木等調査・保存検討会」（以下、「検討会」）を設置し、今後の埋没樹木群並びに周辺地質の取り扱いについて検討することにした。
- 15日 深辺学芸員（阿蘇火山博物館 火山学）が現地視察。
- 20日 井本知事現地視察。
- 22日 第1回「検討会」を開催。「八藤丘陵」の学術的価値は高いと判断、埋没樹木出土地点及びその周辺約12,000m²について、圃場整備工事の中止を求め、樹木の分布状態、地層の堆積状態を確認するため、確認調査を行うことを決定。
- 検討会は「八藤丘陵」保存の必要性についての記者会見を行った。
- 3月3日 確認調査を開始。
- 24日 町議会太古木の現地保存を求める意見書を採択。
- 31日 第2回「検討会」開催。確認調査の結果を報告。火砕流や古環境についての貴重な情報が得られることが明確になり、これらの収集を目的として、本調査を実施することとなった。
- 各種専門家の調査・研究により埋没林の樹種等が判明した。

【平成5年度】

- 平成5年4月15日 町議会にて、高島県文化財課長が今後の取り扱いについて説明。
- 19日 本調査を開始。
- 5月7日 第1回地元説明会（堤公民館）開催。調査経過の報告と今後の調査内容の説明を行うとともに、地元住民に調査協力を依頼した。
- 17日 第2回地元説明会（堤公民館）開催。
- 19日 桂調査官（文化庁天然記念物課）が現地視察。
- 7月29日 第3回「検討会」開催。本調査内容、今後の保存・活用問題について検討。
- 8月11日 光谷主任研究官が現地調査。
- 23日 関係機関による調査打ち合わせ。調査経過の説明と埋め戻し方法、保存範囲について検討。
- 那須学芸課長代理（大阪市立自然史博物館）が現地調査。
- 26日 桂調査官が現地視察。
- 27日 第3回地元説明会（堤公民館）開催。今後の「八藤丘陵」における保存・活用問題、保存範囲について説明。一般公開現地説明会についての説明と協力依頼を行った。

- 29日 第2回一般公開現地説明会開催。（見学者 約1,300名）
第四紀学会（福岡市）にて、西田教授、下山助手が「八藤丘陵」について研究発表。
- 30日 第四紀学会巡回、現地視察。
- 9月8日 保存範囲について町と地元との協議。
9日 今後の取り扱いについて関係機関による協議。
- 21日 同村調査会（文化庁天然記念物課）が現地視察。
- 22日 上峰町大吉木等検討委員会（以下、「委員会」）設置。
- 11月13日 町民祭にて樹幹輪切り資料、調査写真パネル展示公開。
- 12月1日 上峰小学校「九州地区道徳教育研究発表会」会場にて樹幹輪切り資料展示。
- 平成6年3月29日 第4回「検討会」開催。「八藤丘陵」の今後の取り扱いについて検討を行った。
- 30日 第1回「委員会」開催。調査結果や会組織を構成するに至った経過を報告。
- 【平成6年度】
- 平成6年8月19日 第2回「委員会」開催。調査報告書と今後の取り扱いについて検討。
- 25日 平成6年度第1回上峰町文化財保護審議会開催。
- 9月6日 県教委と町教委、文化庁へ調査概要を説明。
- 町長町議、第1回文化庁要望。
- 23日 県立博物館にて常設特別展『太古の巨木が教えること』を開催。
- 10月14日 第3回「委員会」開催。佐賀県天然記念物の指定に向けて協議。
- 11月5日 「委員会」現地研修会。（阿蘇火山博物館、高千穂町、竹田市）
- 21日 ふるさと学館にてNo.3巨木の樹幹輪切り資料常設展示開始。
- 12月6日 朝日新聞社刊『科学朝日』1月号で「八藤遺跡」特集掲載。
- 平成7年3月20日 町において「八藤丘陵」の県天然記念物指定事務に係わる問題について関係機関と協議。
- 【平成7年度】
- 平成7年6月2日 第4回地元説明会（堤公民館）開催。県天然記念物にかかる事務手続きについて説明。
- 11月9日 第1回保存状態確認調査。
- 11日 第3回一般公開説明会。（見学者 約850名）
- 12月11日 第4回「委員会」開催。経過報告、保存状態確認調査結果報告。
- 平成8年1月31日 上峰北部土地改良区へ県天然記念物指定に係わる事前協議依頼。
- 2月4日 第1回講演会開催。「よみがえる9万年前の出来事」
- 西田 民雄（佐賀大学教育学部教授）「阿蘇4火砂流と埋没林保存の意義」
- 21日 町長町議、第2回文化庁要望。
- 23日 県文化財保護審議会（第4部会）開催。県天然記念物（地質風物）候補として県教委に答申。
- 3月18日 県教委へ県天然記念物指定申請書提出。
- 【平成8年度】
- 平成8年3月16日 第2回講演会開催。『9万年前の世界を再現する』
- 里須 孝俊（大阪市立自然史博物館芸術課長）「9万年前の世界を再現する」
- 【平成9年度】
- 平成9年5月28日 県天然記念物指定のための事前協議開始。
- 平成10年2月9日 町長町議、第3回文化庁要望。
- 16日 県教委にて県天然記念物指定に関する審議、採択。
- 平成10年2月25日 県天然記念物指定。
- 名称 佐賀県天然記念物「八藤丘陵の阿蘇4火砂流跡と埋没林」
- 27日 第2回保存状態確認調査。
- 28日 第4回一般公開現地説明会。（見学者 約1,700名）
- 3月1日 第3回講演会開催。「来襲！大規模火砂流」
- 渡辺 一徳（熊本大学教育学部教授）「火砂流の教訓」
- 27日 第5回「委員会」開催。県天然記念物指定に係わる経過報告、今後の取り扱いについて協議。

【平成 10 年度】

平成 10 年 9 月 16 日 第 6 回「委員会」開催。今後の取り扱いについて協議。

10 月 保存整備に向けての基本構想に着手。

10 月 19 日 町議会視察研修。（仙台市富沢遺跡保存館）

11 月 19 日 「委員会」、「上峰町文化財保護審議会」視察研修。（魚津埋没林博物館）

12 月 22 日 第 7 回「委員会」開催。基本構想の検討。

24 日 第 2 回上峰町文化財保護審議会開催。基本構想の検討。

平成 11 年 2 月 7 日 第 4 回講演会開催。「活かそう！歴史的遺産」

シンポジウム「文化財の保存と活用の展望」

3 月 16 日 第 8 回「委員会」開催。基本構想の検討。

23 日 第 3 回上峰町文化財保護審議会開催。基本構想の検討。

26 日 太古木保存整備基本構想策定

【平成 11 年度】

平成 11 年 4 月 14 日 町長町議、第 4 回文化庁要望。

5 月 26 日 第 9 回「委員会」開催。文化庁要望報告。基本構想の内容説明。

7 月 10 日 有馬文部大臣現地視察。

11 日 第 5 回一般公開現地説明会（見学者約 300 名）

【平成 12 年度】

平成 12 年 4 月 5 日 町長町議、第 5 回文化庁要望

8 月 11 日 第 10 回「委員会」開催。

11 月 12 日 八藤遺跡保存地区を発着点として「第 1 回 上峰の史跡見て歩き」開催。参加者 50 名

21 日 桂調査官来町。「太古木意見交換会」開催。換地完了後指定作業着手したい。

12 月 17 日 「委員会」、「上峰町文化財保護審議会」視察研修。（仙台市富沢遺跡保存館）

平成 13 年 3 月 29 日 第 12 回「委員会」開催。

【平成 15 年度】

平成 15 年 4 月 24 日 北部土地改良事業に係る換地始分に伴う土地登記手続き終了。（6 月 24 日まで公告締期間）

9 月 10 日 文化課へ土地登記手続き完了を報告

10 月 14 日 古川知事八藤遺跡保存地区視察

11 月 11 日 国天然記念物指定に係る地権者説明会

20 日 町長議長、第 6 回文化庁要望

12 月 25 日 第 13 回上峰町太古木等検討委員会開催

平成 16 年 1 月 19 日 文化財指定申請書を文部科学大臣へ提出

【平成 16 年度】

平成 16 年 5 月 21 日 文化審議会、天然記念物指定答申

5 月 25 日 文化庁あいさつ

7 月 20 日 町長・町議、第 7 回文化庁要望

9 月 30 日 国天然記念物指定告示。

10 月 5 日 県教育委員会文化課と事務レベル協議

平成 16 年 11 月 5 日 平成 16 年度第 1 回上峰町文化財保護審議会・第 14 回上峰町太古木等検討委員会合同開催

【平成 17 年度】

平成 17 年 11 月 22 日 『八藤丘陵の阿蘇 4 大砂流堆積物及び埋没林』保存整備に関する協議会開催（桂調査官）

平成 18 年 3 月 3 日 太古木保存整備に係る打合せ開催（県・町）

【平成 20 年度】

平成 20 年 8 月 平成 21 年度国庫補助事業計画提出（保存対策地下水調査）

10 月 17 日 大阪市立大学原口准教授へ地下水調査指導依頼

12 月 26 日 大阪市立大学原口准教授来町 地下水調査現地指導

【平成 21 年度】

平成 21 年 4 月～ 平成 21・22 年度天然記念物緊急調査「太古木保存対策調査」国庫補助事業申請書を提出

9月4日・第1回保存対策委員会を開催。保存対策調査の内容や方法等を検討
10月 地下水位観測井戸の掘削
11月1日 地下水位観測開始
平成22年2月27日・第2回保存対策委員会を開催。
平成21年度保存対策調査経過報告、平成22年度保存対策調査計画策定

【平成22年度】
平成22年4月～地下水調査など継続実施
12月10日 上峰町青少年健全育成大会において町内小中学生を対象に太古木シンポジウムを開催
『9万年前のかみみね』 バネラー 権 雄三（文化庁調査官）
西田 民雄（佐賀大学名誉教授）
原口 強（大阪市立大学准教授）

12月11日 第3回保存対策委員会を開催
太古木保存状態確認調査を実施 埋没樹木の保存状態の確認、埋没樹木の理化学的データの収集
12月12日 太古木現地説明会開催 見学者約350名

平成23年2月18日 第4回保存対策委員会を開催 2カ年の保存対策調査成果についての取りまとめ

【平成27・28年度】
2ヶ年事業として、天然記念物指定区域の土地について保存活用を目的に公有化を実施
【平成29年度】 天然記念物再生事業として、天然記念物指定区域北側排水路整立て工事を実施

2. 「太古木保存活用計画策定委員会」議事録（抄録）

○平成29年度第1回太古木保存活用計画策定委員会

日 時：平成 29 年 10 月 6 日（月） 13:30～

場 所：上峰町役場 301 会議室

出席者：

太古木保存活用計画策定委員

西田 民雄（佐賀大学名誉教授 委員長）

桂 雄三（元文化庁記念物課主任調査官）

原口 強（大阪市立大学准教授）

武廣 通明（堤区長）

土井 信子（堤地区農業委員）

田中 清美（上峰町教育委員）

森 悟（上峰町副町長 副委員長）

時津 昌昭（上峰町教育委員会教育長職務代理者）

調査指導

古川 直樹（佐賀県教育庁文化財課係長）

事務局

吉田 淳（上峰町教育委員会事務局長）

中島 洋（文化課長）

宮原 聰子（文化係長）

原田 大介（文化係）

伊達 有彩（文化係）

業務委託会社

株式会社埋蔵文化財サポートシステム

1. 開会

2. 教育長職務代理者あいさつ

3. 委嘱状交付

4. 出席者紹介

5. 委員長選出

現地視察

6. 議事

（1）経過報告

（2）事例の概要説明

（3）保存活用計画策定事業について

（4）保存活用計画策定に係る意見交換・協議

・非常に学術的価値の高い埋没林であり、実際に見せて展示するべきである。

・どのような展示方法を選択するかこの委員会で考える。

・来た人は实物を見たい。「見られない展示」よりは「見える展示」をするべき。

・人が知ることにより、多くの人が訪れるようになる。

・地元の協力があつてここまで残っている。

・火葬場が阿蘇から流れてきた現場がそのまま残っている。今の段階では、日本一古い火葬場の跡である。

・整備していくことで新しい価値も生まれる。他の埋没林がある地域とネットワークを組むなど、価値を高めていく。

・太古木を知らない町民や子供たちに伝えるために、保存活用を早く進めてほしい。

（5）とりまとめ

（6）次回委員会の日程について

7. 閉会

○平成29年度第2回太古木保存活用計画策定委員会

日 時：平成 30 年 2 月 28 日（月） 9:30～

場 所：上峰町ふるさと学館視聴覚兼会議室

出席者：

太古木保存活用計画策定委員

西田 民雄

澤田 正昭（東北芸術工科大学教授）

桂 雄三

土井 信子

森 悟

時津 昌昭

調査指導

柴田 伊廣（文化庁記念物課技官）

古川 直樹

事務局

吉田 淳

中島 洋

宮原 聰子

原田 大介

伊達 有彩

業務委託会社

株式会社埋蔵文化財サポートシステム

1. 開会

2. 委員長あいさつ

3. 議事

(1) 保存活用計画策定事業について

①保存整備・活用に向けた現状と課題

②保存活用計画策定工程表について

③保存活用計画書の構成について

(2) 保存活用計画書に係る意見交換・協議

・目次の小項目ができた段階くらいで、議論の場があったほうがいい。

・子供にも伝わるように絵本を作ってはどうか。

・周辺の文化財や資産など町内外のものを連携して活用できるようにする。

・太古木に関連していくいろんなストーリーを作る。

産業にも繋げられる。

・巨木を見せるとなると保存管理、運営体制が必要になる。保存・活用には研究的な要素を入れ、新しい情報を発信していく姿勢が必要。町としての将来計画をきちんと出してからでないと、保存活用計画を語れない。現実的な予算額、その予算に合わせた展示方法、その展示を実現するための保存方法を考えていいく。

・No.1 巨木の表面採取データがあるなら、それで保存方法を検討できる。水を切って乾燥させるか、水に浸けるか、見せ方もいろいろある。

・No.2・3 を乾燥させて展示するなら相当な処理が必要。専門的な管理も必要になる。管理体制を作る

町の覚悟が求められる。

・今回の報告書の段階での理想形を示して、他の選択肢を残しておいてもいい。すぐに実行するわけではないだろうから、決め込まない方がいい。

・北側水路埋め立てで効果は得られたか。現状の水位はどうか。活用計画の中でも保存については多少触れるべき。実際に活用するまでの期間の保存をどうするか。今後 10 年間くらいのモニタリングはどのような形ですべきか。

・水質や雨量も含めて対比した過去のデータを整理する。木材を分析して含水率を調べ、時間の経過と重量を調べる。

・周辺の開発で水位に影響が出る可能性があるが、周辺の規制を考えているか。

・町内外の連携をとって保存に影響が出る開発は相談してもらうような体制が必要。

・恒久的な観測杭が必要。日照りが続く場合などの緊急事態に対応するマニュアルを入れたほうがいい。

・担当の世代交代も考え、20~30 年度にも対応したマニュアルが必要。

・本質的価値、本質的でない価値の抽出には十分な検討が必要。

・駐車場やトイレの整備も検討すべき。

・教育、地域コミュニティ、観光資源としての活用が重要。

(4) 次回委員会の日程について

4. 閉会

○平成30年度第3回太古木保存活用計画策定委員会

日 時：平成 30 年 7 月 2 日（月）9:30～

場 所：上峰町ふるさと学館視聴覚兼会議室

出席者：

太古木保存活用計画策定委員

西田 民雄

澤田 正昭

- 桂 雄三
原口 強
武廣 通明
田中 清美
森 悟
野口 敏雄（上峰町教育委員会 教育長）
調査指導
古川 直樹
事務局
吉田 淳
中島 洋
宮原 駿子
原田 大介
伊達 有彩
業務委託会社
株式会社埋蔵文化財サポートシステム
- するのがいいのではないか。
 ・地域、観光、教育をキーワードにしておくと文章も作りやすい。
 ・視覚資源としての活用、町内周辺地域との周遊性について
 • №1 と №3 は一度掘って、3D データを取って原寸大でプリントアウトする。それをいろんなところで活用する。
 • 森の再現について検討すべき。
 • 北側水路は水を張った状態にしておきたい。
 • 保存の工法は 10 年計画でじっくりと考えたほうがいい。
 • 再度発掘するときには種や昆虫を採集する。
 (3) 保存活用計画策定工程表について
 (4) とりまとめ
 (5) 次回委員会の日程について

4.閉会

- 開会
- 委員長あいさつ
- 議事

- 保存活用計画書について
- 保存活用計画書に係る意見交換・協議
 - 短期的な整備と長期的な整備の検討が必要。
 - 北側水路埋め立てにより地下水位の上昇が確認できた。
 - 地下水位だけでなく、水質についても管理が必要である。
 - モニター機器を埋め込んで還元状態、水位を確認する。
 - 10 年後の計画をわかるようにしておく。
 - 現状をデータ化し、デジタル技術を使って疑似体験ができるものを作成する必要がある。
 - 3 次元モデルを作成して、学習の場で役立てる。
 - ドライな環境で覆い屋をかける展示もあり得る。
 - 大地と切り離して、プールに入れる方法もある。
 - 周囲の壁面にはぎ取った土層断面を貼り付ける。
 - 全体の計測をしてから埋め戻して、№2 だけ公開

○平成 30 年度第 4 回太古木保存活用計画策定委員会

日 時：平成 30 年 12 月 18 日（火）13:30～

場 所：上峰町ふるさと学館視聴覚兼会議室

出席者：

太古木保存活用計画策定委員

西田 民雄

澤田 正昭

桂 雄三

原口 強

武廣 通明

田中 清美

森 悟

野口 敏雄

調査指導

古川 直樹

事務局

吉田 淳

中島 洋
宮原 聰子
原田 大介
松本 周作
業務委託会社
株式会社埋蔵文化財サポートシステム

1. 開会

2. 委員長あいさつ

3. 議事

(1) 保存活用計画書（案）について

保存整備イメージ図

(2) 保存活用計画書に係る意見交換・協議

- ・太古木の周辺地域を環境保全地区に指定して、個人の財産や権利に制約を設けるのは難しいのでは。
- ・指定地外であっても文化財に影響を及ぼす行為には文化財保護法の適用ができる。そういうエリアを明示したほうがいい。
- ・北側水路埋め立てにより 50cm 以上地下水位が上昇し、Na1 巨木が水上に露出する状況は回避できた。Na6・7 観測地点の水位が低いので今後の経過観察が必要。

- ・木質の検討が重要。pH、酸化還元電位、溶存酸素、腐朽菌などの問題があり、監修していく体制でできるだけ早く整えることが大事。
- ・計画書項目の似通ったものを整理してまとめたほうがいい。観光をもう少し強調したい。
- ・国内での歴史学、地質学上の位置づけを整理しておく。
- ・9 万年前の他に替えられない貴重なものが存在するということをしっかりと協調すべき。
- ・整備計画の中に発掘調査を位置付けて補助事業で実施する。
- ・太古木の計測とデータ化を行い、実物大のプリントなど活用方法を検討する。
- ・太古木と防災について、学習の場としての活用を検討する。
- ・憩いの場として、地元の方に還元できるような場としての活用が必要。

(3) とりまとめ

4. 閉会

3. 天然記念物保存管理に係る現行法規制対象区域

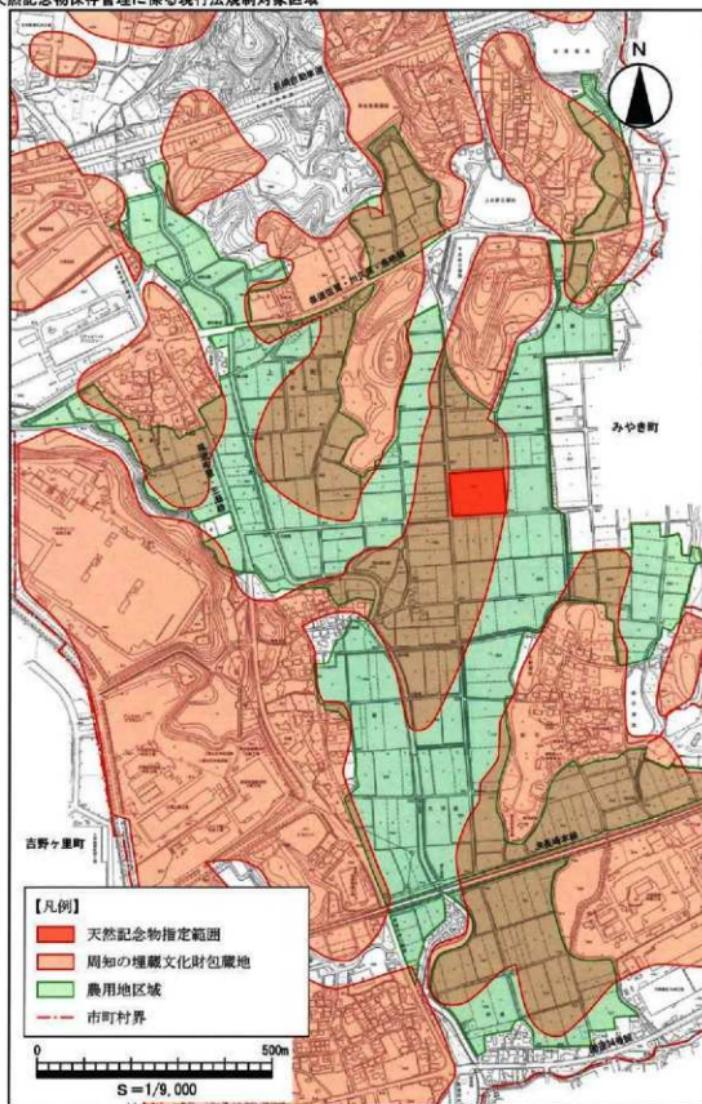


Fig.10 天然記念物周辺の現行法規制対象区域

4. 天然記念物指定範囲地下水位・降水量観測データ

Tab.4 天然記念物指定範囲地下水位・降水量観測データ

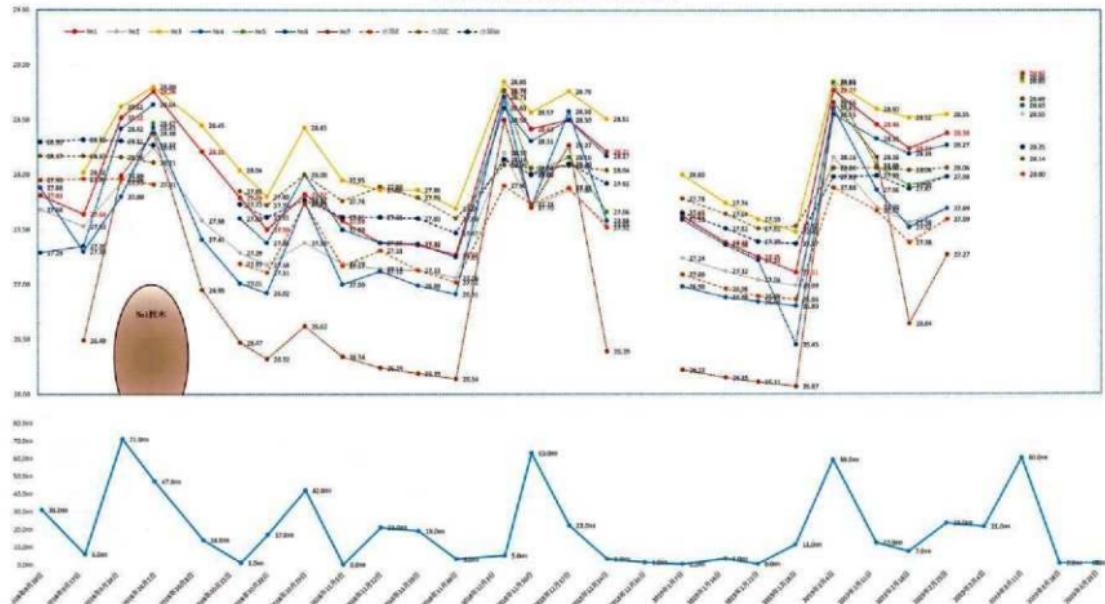
2018年9月10日～

	降水量 mm	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	水路E	水路C	水路W
2018年9月10日	31	27.81	27.68		27.88		27.29		27.95	28.17	28.30
2018年9月18日	6	27.64	27.53	28.02	27.30		27.35	26.49	27.96	28.17	28.32
2018年9月25日	71	28.52	27.98	28.62	27.80		28.42	27.99	27.96	28.16	28.31
2018年10月1日	47	28.76	28.25	28.80	28.43	28.47	28.64	28.38	27.91	28.11	28.27
2018年10月10日	14	28.21	27.58	28.45	27.41			26.95			
2018年10月17日	1	27.79	27.29	28.04	27.01		27.60	26.47	27.19	27.85	27.73
2018年10月22日	17	27.60	27.18	27.80	26.92		27.38	26.32	27.11	27.72	27.61
2018年10月29日	42	27.82	27.38	28.43	27.75	27.78	28.00	26.62	27.74	28.00	27.77
2018年11月5日	0	27.58	27.19	27.95	27.00		27.50	26.34	27.17	27.76	27.61
2018年11月12日	21	27.38	27.14	27.86	27.12		27.38	26.24	27.31	27.89	27.61
2018年11月19日	19	27.36	27.13	27.86	26.99		27.37	26.19	27.13	27.79	27.60
2018年11月26日	3	27.27	27.06	27.69	26.91		27.25	26.14	27.02	27.60	27.47
2018年12月5日	5	28.77	28.20	28.85	28.71	28.76	28.61	28.50	27.90	28.09	28.14
2018年12月10日	63	28.42	27.70	28.57	27.70	28.01	28.31	27.70	27.73	28.06	28.00
2018年12月17日	22	28.50	27.86	28.76	28.58	28.16	28.60	28.27	27.88	28.08	28.10
2018年12月24日	3	28.21	27.55	28.51	27.58	27.66	28.17	26.39	27.52	28.04	27.92
2018年12月31日	1										
2019年1月7日	0	27.62	27.24	28.00	26.98		27.59	26.22	27.09	27.78	27.65
2019年1月15日	3	27.38	27.12	27.74	26.88		27.36	26.15	26.96	27.64	27.51
2019年1月21日	0	27.25	27.04	27.59	26.84		27.22	26.11	26.89	27.51	27.39
2019年1月28日	11	27.11	26.99	27.48	26.80		26.45	26.07	26.86	27.53	27.37
2019年2月4日	59	28.77	28.16	28.85	28.61	28.84	28.55	28.66	27.88	28.06	27.98
2019年2月12日	12	28.46	27.70	28.60	27.86	28.08	28.33	28.16	27.67	28.06	27.99
2019年2月18日	7	28.24	27.56	28.52	27.52	27.90	28.19	26.64	27.38	28.04	27.87
2019年2月25日	23	28.38	27.69	28.55	27.69	27.98	28.27	27.27	27.59	28.06	27.98
2019年3月4日	21										
2019年3月11日	60	28.92	28.55	28.85	28.63	28.88	28.69	28.69	28.00	28.14	28.25

上記数値は、標高 (m) を表している。

5. 天然記念物指定範囲地下水位・降水量観測グラフ

太吉木地下水位監測・降水量データ (20180910～)





1 天然記念物再生事業 指定地区北側排水路（埋立前）



2 天然記念物再生事業 指定地区北側排水路（埋立後）



1 天然記念物再生事業 排水路内地下水観測井戸設置状況



2 天然記念物再生事業 排水路北面に残る「旧河川」シルト層



1 第1回太古木保存活用計画策定委員会現地視察



2 第1回太古木保存活用計画策定委員会



1 第3回太古木保存活用計画策定委員会



2 天然記念物指定区域内の説明版



天然記念物
八藤丘陵の阿蘇4火碎流堆積物及び埋没林
保存活用計画書

平成31年 3月25日 印 刷

平成31年 3月29日 発 行

編 集 上峰町教育委員会

佐賀県三養基郡上峰町坊所319-4

印 刷 大同印刷株式会社

佐賀県佐賀市久保泉町上和泉1848-20



